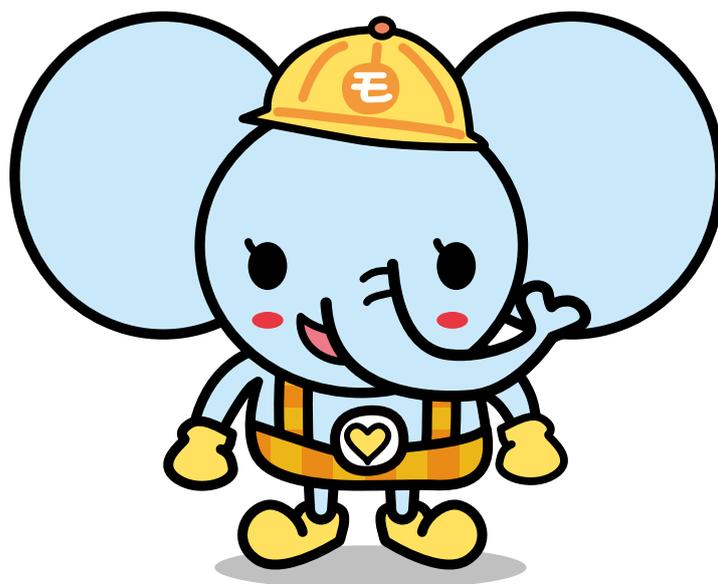


第5次茂原市地域福祉活動計画



茂原市社協 マスコットキャラクター 「ふくぞう」

令和6年3月

社会福祉法人 茂原市社会福祉協議会

はじめに



第5次茂原市地域福祉活動計画の策定にあたり、ご挨拶申し上げます。

昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症になりましたが、この4年間にこの感染症が地域社会に残した影響は深刻なものがあります。社会経済活動の停滞や人と人との対面の機会が少なくなったことにもない、人間関係の希薄化、生活困窮や虐待などの課題がより顕著となり深刻化しております。また、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、地域住民が抱える福祉課題は複雑化・複合化し、制度の横断的、包括的な対応が求められています。

このような状況の中、茂原市社会福祉協議会では、茂原市の「第4次茂原市地域福祉計画」の基本理念「地域共生社会の実現に向けて～誰もが「安全・安心」を実感できる暮らしを地域で支え合う～」を共有し、地域住民の皆様をはじめ、行政や福祉関係団体、関係機関と幅広く連携して協力し、福祉課題の解決や地域福祉の向上に積極的に取り組んでいくために、「第5次茂原市地域福祉活動計画」を策定いたしました。

「支え手」と「受け手」の関係を超え、人と人々が助け合いつながらることで、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持てる社会の実現に向けて、本計画の推進に取り組んでまいりますので、何卒、ご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にご尽力いただきました、地域福祉活動計画策定委員の皆様をはじめ、ご協力いただきましたすべての皆様に、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

社会福祉法人 茂原市社会福祉協議会

会長 鬼島 義昭

目 次

第1章 第5次地域福祉活動計画の策定にあたって

1. 地域福祉活動計画策定の背景と目的	1
2. 社会福祉協議会の役割	2
3. 地域福祉活動計画の位置付け	2
4. 活動計画の期間	3

第2章 地域福祉の現状と課題

1. 現状と課題	4
2. 茂原市の現状	4

第3章 計画の基本理念

1. 基本理念	6
2. 基本目標と基本方針	7
3. SDGsとの関連性	9
4. 計画の体系	10

第4章 具体的な取組み

基本方針1	総合的・重層的な支援体制等の充実	14
基本方針2	雇用・就労等の支援	17
基本方針3	生活困窮者等への支援	18
基本方針4	計画的なサービスの促進	22
基本方針5	良質なサービス供給の仕組みづくり	24
基本方針6	利用者の権利擁護の確保	26
基本方針7	適切な量と質の情報提供体制の整備充実	28
基本方針8	ボランティア活動の活性化等地域全体で支え合う体制の確立	30
基本方針9	心のバリアフリー化の推進	35
基本方針10	暮らしやすい環境の向上	36
基本方針11	組織運営体制の強化	38
基本方針12	安定した財源の確保	39

第5章 活動計画の推進と評価

1. 活動計画の周知	41
2. 活動計画の推進体制	41
3. 活動計画の進捗管理と評価	41

第6章 地区社会福祉協議会別活動目標

1. 東部地区社会福祉協議会	43
2. 中央地区社会福祉協議会	44
3. 西部地区社会福祉協議会	45
4. 北部地区社会福祉協議会	46
5. 五郷地区社会福祉協議会	47
6. 鶴枝地区社会福祉協議会	48
7. 中の島地区社会福祉協議会	49
8. 東郷地区社会福祉協議会	50
9. 豊田地区社会福祉協議会	51
10. 二宮地区社会福祉協議会	52
11. 本納地区社会福祉協議会	53
12. 新治地区社会福祉協議会	54
13. 豊岡地区社会福祉協議会	55

《資料編》

1. 要綱及び策定委員名簿	56
2. 地域福祉に関するアンケート調査結果（抜粋）	59
3. 地域懇談会からの意見	62
4. 茂原市社会福祉協議会のあゆみ	64

第1章 第5次地域福祉活動計画の策定にあたって

1. 地域福祉活動計画策定の背景と目的

我が国では、少子高齢化が進行し、総人口も減少している中で、令和7年には団塊の世代がすべて75歳以上となり、高齢者人口は大幅に増加し、ひとり暮らしの高齢者もさらに増えていく見込みです。さらに、個人のライフスタイルや価値観の多様化、人口減による地域福祉活動の担い手の不足、自然災害や感染症拡大などのリスクの高まりなど、地域福祉を取り巻く環境も大きく変化してきています。

また、8050問題^{*1}やダブルケア^{*2}・ヤングケアラー^{*3}・生活困窮者の増加、児童や障がいのある方などへの虐待、社会的孤立など地域住民が抱える課題は複雑化・複合化してきており、制度の狭間の課題への対応も求められてきています。

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超えて、地域の多様な主体が「我が事」として参画して、地域を共に創っていく社会「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進しています。

平成30年4月の地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（地域包括ケア強化法）の施行により、地域共生社会の実現に向けた地域づくり強化のための環境が整備され、令和2年6月の社会福祉法の改正では、複合的な課題を抱える人や世帯の包括的な支援や、地域住民などによる地域福祉活動を展開しやすくする「重層的支援体制整備事業^{*4}」が創設されました。

また、全国社会福祉協議会においては、令和2年2月に「全社協福祉ビジョン2020～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして～」が策定され、「地域共生社会」および「持続可能な開発目標（SDGs）」における「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現という2つの方向性をもとに、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けて、市町村社会福祉協議会として取り組むべき方向性が示されました。

これらの動きを踏まえて、第4次茂原市地域福祉活動計画の理念、実践を継続し、茂原市が策定する第4次茂原市地域福祉計画（以下「市地域福祉計画」という。）と連携しながら、住民や地域の関係団体との協働により、地域の福祉課題の解決に向けて地域全体で取り組む民間の行動計画とすることを目的に、「第5次茂原市地域福祉活動計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

^{*1} 8050問題:80代の親と無職やひきこもり状態にある50代の子どもが同居する世帯が抱えるさまざまな問題のこと。

^{*2} ダブルケア:子育てと介護を同時に行う必要がある状況のこと。

^{*3} ヤングケアラー:本来大人が担うと想定されている、家事や家族の世話、介護などを日常的に行っている18歳未満の子どものこと。

^{*4} 重層的支援体制整備事業:市町村における既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために、①相談支援(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ[訪問支援]等を通じた継続的支援)、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施すること。

2. 社会福祉協議会の役割

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられ、地域住民、社会福祉を目的とする事業者・団体、民間企業、行政などの参加によって組織された民間社会福祉団体で、以下の経営理念（市区町村社協経営指針）に基づき、事業を展開しています。

《経営理念》

- ①地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- ②誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- ③地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- ④地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
- ⑤持続可能で責任ある自律した組織経営

《社会福祉法 第109条》 ～抜粋～

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

3. 地域福祉活動計画の位置付け

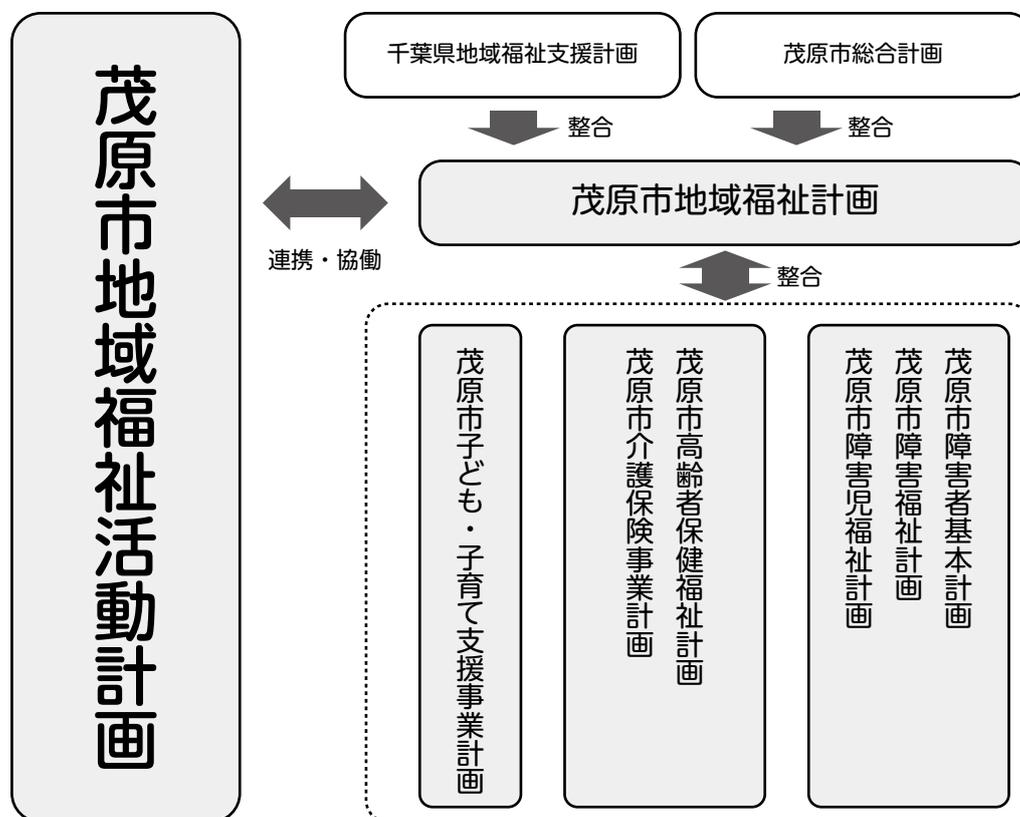
地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）は、社会福祉法第109条により地域福祉の推進役として位置付けられた市町村社会福祉協議会が、地域が抱える福祉課題の解決に取り組むため、地域住民や地区社会福祉協議会*5（以下「地区社協」という。）、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体、自治会、福祉関係団体などと相互に協力・連携し、地域福祉を推進していくことを目的に策定する民間の行動計画です。

*5 地区社会福祉協議会:民生委員・児童委員、自治会、ボランティアなど、さまざまな組織や団体、個人によって構成され、住民に身近な地域において、住民主体により地域福祉活動を推進している団体のこと。

活動計画は、福祉のまちづくりの基本的な考え方を示しており、具体的には地域住民や地域で福祉活動を行う組織・団体や学校、行政のほか、福祉以外の分野も含む幅広い関係者が、目指すべき地域の姿を共有し、連携や協働により、地域福祉の充実のために取り組むべき事業や活動方針を示すもので、市町村社会福祉協議会と地域住民の地域福祉活動の指針となるものです。

本計画は、市地域福祉計画と基本理念等を共有するなど、連携を図るとともに、地域住民、福祉関係団体、行政などと協働して取り組むことにより、地域の福祉活動を推進していきます。

<他の計画との関係>



4. 活動計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

ただし、社会情勢の変化や大きな制度の改正、地域の状況などを踏まえ、必要に応じて内容を見直します。

第2章 地域福祉の現状と課題

1. 現状と課題

地域における福祉活動の中心的役割を担う団体として、それぞれの地域に地区社協が結成され、地域の実情に応じた活動を推進するとともに、各福祉団体や福祉以外の分野の団体などと小域ネットワーク^{*6}を構成し活動を行っています。

しかしながら、地域によって福祉活動の状況は異なり、団体間の連携ができていない地域も一部で見られることから、地域福祉活動を効果的に実施するうえでは、相互の連携や協働を一層緊密に図っていくことが必要とされています。

また、人口減少や少子高齢化の進行、自治会加入率の低下に伴い、地域福祉活動の担い手となる人材の高齢化、後継者不足が大きな課題となっており、地域福祉の推進を担う人材の発掘と育成が急務とされています。

さらに、個人や世帯を取り巻くライフスタイルも多様化し、住民同士の支え合いやつながりが希薄化するとともに、生活困窮者や虐待の増加、8050問題やダブルケアなど地域住民が抱える福祉課題も、複雑化・複合化してきています。

今後も社会情勢の変化や感染症リスクなどの高まりを踏まえるとともに、地域住民が主役となってお互いが支え合う地域づくりの推進を図っていくことが必要です。

2. 茂原市の現状

(1) 少子高齢化

茂原市の人口は、平成25年4月1日の92,569人から平成29年4月1日では90,715人、令和5年4月1日には87,096人と、減少しています。

また、合計特殊出生率^{*7}は、令和4年で1.18と県と同水準となっていますが、全国平均の1.26を下回る水準となっています。人口を維持するのに必要な合計特殊出生率は、2.08とされており、それを下回る水準で推移しており、少子化とともに人口減少の要因の一つとも考えられています。

その一方で、65歳以上の人口割合である高齢化率は、総人口の減少による影響もありますが、平成25年4月1日では26.31%であったものが平成29年4月1日では30.84%、令和5年4月1日には34.00%と、増加しており、高齢化についても進行しています。

^{*6} 小域ネットワーク:小学校区などの日常生活圏域で住民の参加と協力により、同じ地域の中で支援が必要な方々の生活を見守り、支え合っていく近隣同士の助け合い活動のこと。

^{*7} 合計特殊出生率:15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値のこと。

(2) 世帯や家族構成の縮小化

茂原市の世帯数は、平成25年4月1日の38,594世帯から、平成29年4月1日では39,867世帯、令和5年4月1日には41,735世帯と増加しています。もっとも、総人口は減少しているため、1世帯あたりの構成人員は、平成25年4月1日の2.40人から、平成29年4月1日には2.28人、令和5年4月1日には2.09人と世帯規模、家族構成の縮小化が進んでいます。こうした中で、核家族化の進行とともに、高齢者世帯、特に単身高齢者世帯が増加しています。

(3) 高齢者をめぐる現状

65歳以上の高齢者人口は、平成25年4月1日現在の24,355人から、平成29年4月1日では27,981人、令和5年4月1日では、29,616人へと増加しています。これに伴って、要介護・要支援認定者数も増加の傾向にあり、平成25年4月1日では3,626人で認定率が14.89%に、平成29年4月1日では4,296人で認定率が15.35%、令和5年3月末日には5,065人で認定率が17.10%に達しています。

今後もこの状況は進行するものと予測され、要介護者や要支援者に対する取組はもとより、要介護・要支援状態にならないための介護予防の推進が重要です。

(4) 障がいのある人をめぐる現状

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数をみると、合計で平成30年度が4,263人、令和2年度が4,303人、令和4年度が4,487人となっています。茂原市の総人口に対する手帳所持者の割合も、平成30年度が4.77%、令和2年度が4.92%、令和4年度が5.15%と年々増加しています。

第3章 計画の基本理念

1. 基本理念

様々な分野の課題が入り組んで複雑化している地域福祉の課題に取り組むためには、地域福祉の主役である住民が、自分の地域の問題を自らのことと捉え、積極的に地域福祉活動に参加する必要があります。

また、地域の活動団体、ボランティア団体、行政、社会福祉協議会が連携するとともに、地域内での支え合いと助け合いを通じて、課題の解決に取り組むことが重要です。

このため、茂原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、国が示す地域共生社会の実現を目指し、市地域福祉計画と同じく基本理念を『地域共生社会の実現に向けて』、サブテーマを『～誰もが「安全・安心」を実感できる暮らしを地域で支え合う～』として、福祉のまちづくりを推進します。

【基本理念】

地域共生社会の実現に向けて

～誰もが「安全・安心」を実感できる暮らしを地域で支え合う～

2. 基本目標と基本方針

基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標を掲げます。

【基本目標1】誰もが安心して暮らせる地域づくり

誰もが地域で安全・安心に暮らせるよう、住民同士がコミュニケーションを図り、地域での助け合いや見守りの活動に積極的に取り組むことで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

【基本目標2】誰もが地域の中でその人らしく暮らせる地域づくり

自分らしく自立した生活を地域で送るためには、それぞれの人が適切な福祉サービスを利用できることが大切です。

市民の方が抱えるさまざまな課題を丸ごと受け止め、市民一人ひとりのニーズに適切に対応した福祉サービスを総合的に提供し、自立を支えるための仕組みづくりを進めます。

【基本目標3】みんなの力で支え合う地域づくり

地域福祉を推進する上で、一人ひとりが支え合い・助け合いの意識を持ち、自分が暮らす身近な地域で起きている問題に対し自ら参画し、解決につなげていくことが必要です。そこで、福祉教育や地域での交流を促進することで、住民の福祉意識を醸成するとともに、地域福祉を担う人材の育成と地域活動・ボランティア活動を充実させ、みんなの力で支え合う地域づくりに取り組みます。

【基本目標4】茂原市社会福祉協議会の基盤強化

基本目標1から3までに掲げる基本目標の達成に向けて、また新たな福祉課題などに柔軟かつ迅速に対応できるよう、運営体制の強化を図り、本会組織の基盤強化に努めます。

財政面では、地域住民の理解と協力を得て、会費及び寄附金を確保するほか、各種事業収入などの自主財源の増収を図ります。また、公的財源の確保にも努め、健全で安定的な法人経営を推進します。

地域福祉を推進する組織として、地域住民から信頼され、地域のニーズに沿った事業を推進できるよう効率的、機能的な事務局・職員体制の整備に努めます。

これらの基本目標のもと、以下の基本方針を設定し、各事業に取り組みます。

1. 総合的・重層的な支援体制等の充実
2. 雇用・就労等の支援
3. 生活困窮者等への支援
4. 計画的なサービスの促進
5. 良質なサービス供給の仕組みづくり
6. 利用者の権利擁護の確保
7. 適切な量と質の情報提供体制の整備充実
8. ボランティア活動の活性化等地域全体で支え合う体制の確立
9. 心のバリアフリー化の推進
10. 暮らしやすい環境の向上
11. 組織運営体制の強化
12. 安定した財源の確保

3. SDGsとの関連性

SDGs : Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)とは、平成 27 年 9月の国際サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」における、令和 12 年までの国際社会共通の目標です。

SDGsは、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットで構成されており、政府や民間企業などすべての関係者が、経済・社会・環境などの広範な課題に対し、同時解決的に取り組むことを目指しています。

SDGsのゴールには、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」「住み続けられるまちづくりを」など、本計画で目指す「地域共生社会」の実現のための事業と関連の深い目標が多くあります。

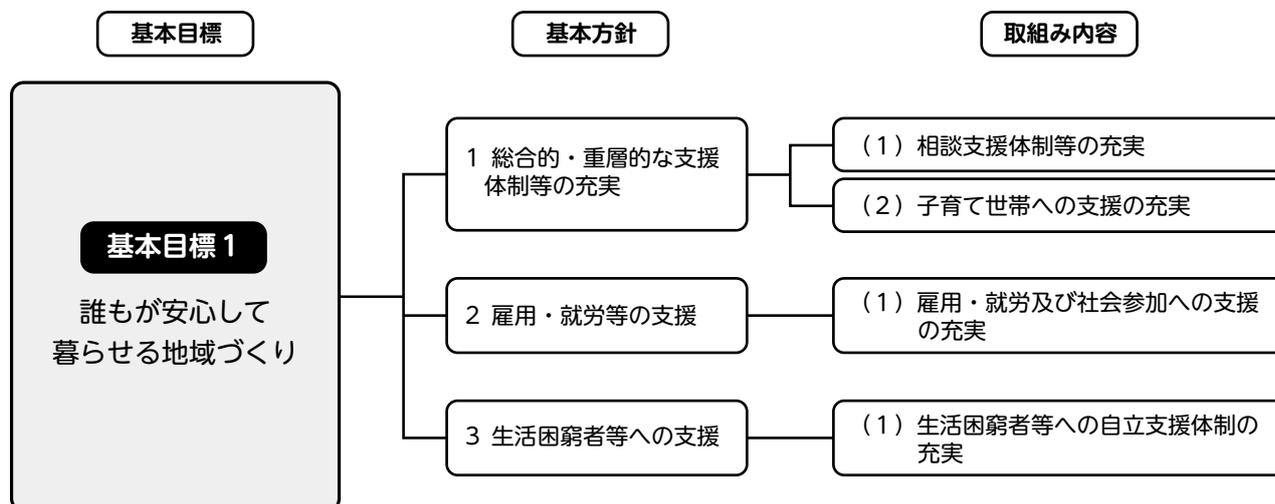
持続可能な開発目標 (SDGs)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4. 計画の体系

基本理念 地域共生社会の実現に向けて
 ～ 誰もが「安全・安心」を実感できる暮らしを地域で支え合う ～



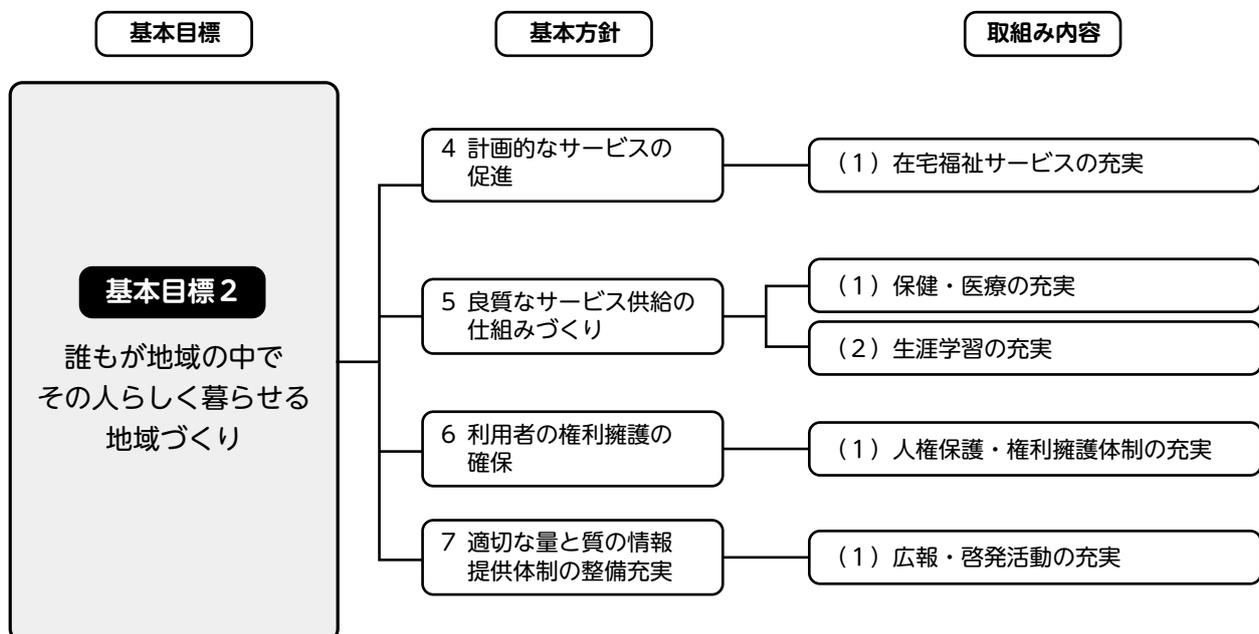
【本会が実施する具体的な取組み】

1－(1) ①心配ごと相談事業 ②無料法律相談事業 ③総合相談体制の確保 [P14]

1－(2) ①子育てサロン事業 ②学童クラブ事業 [P15]

2－(1) ①介護予防活動普及事業 ②就労継続支援 B 型事業 [P17]

3－(1) ①生活福祉資金貸付事業 ②生活福祉資金特例貸付債権管理事業
 ③福祉金庫貸付事業 ④夏季一時金支給事業 ⑤生活困窮世帯学習支援事業
 ⑥歳末たすけあい募金配分事業 ⑦災害援護資金支給事業
 ⑧生活援護資金支給事業 [P18]



【本会が実施する具体的な取組み】

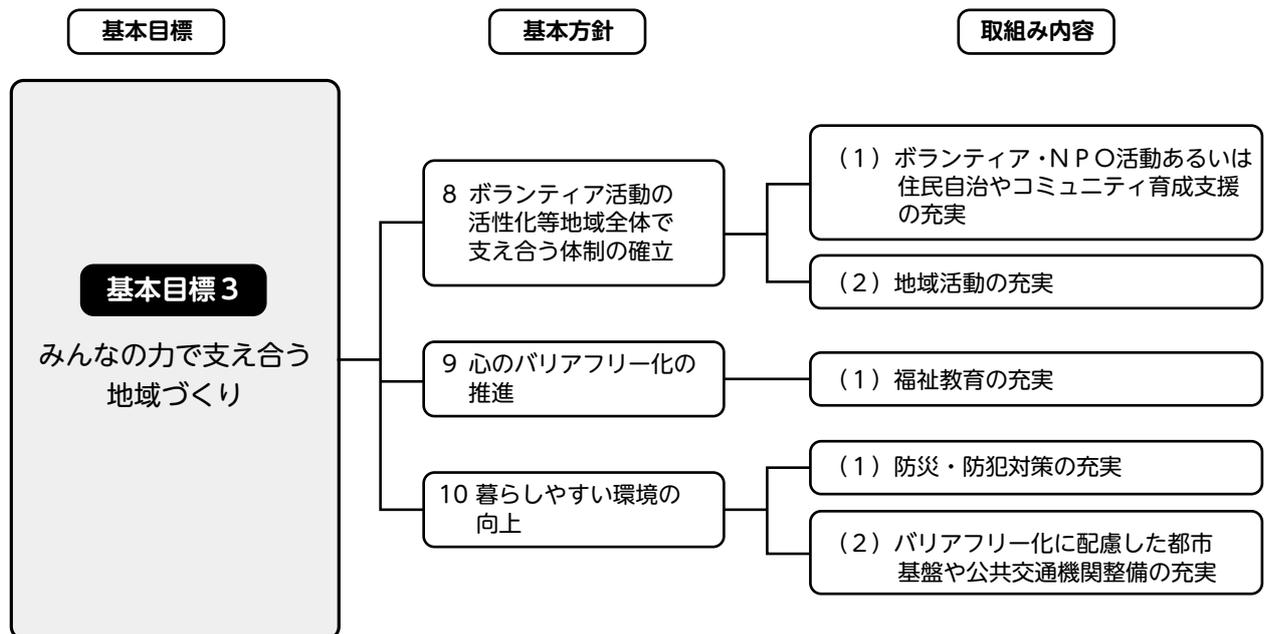
4－（１）①居宅介護支援事業 ②訪問介護事業 ③障害者居宅介護等事業
④特定相談支援事業 ⑤紙おむつ等支給事業 [P22]

5－（１）①苦情への適切な対応 [P24]

5－（２）①社会福祉大会事業 ②福祉こどもまつり事業 ③福祉野球教室事業 [P25]

6－（１）①日常生活自立支援事業 ②法人後見事業 ③虐待防止対策 [P26]

7－（１）①広報紙発行事業 ②ホームページ、SNS等情報発信事業 ③声の広報事業
[P28]



【本会が実施する具体的な取組み】

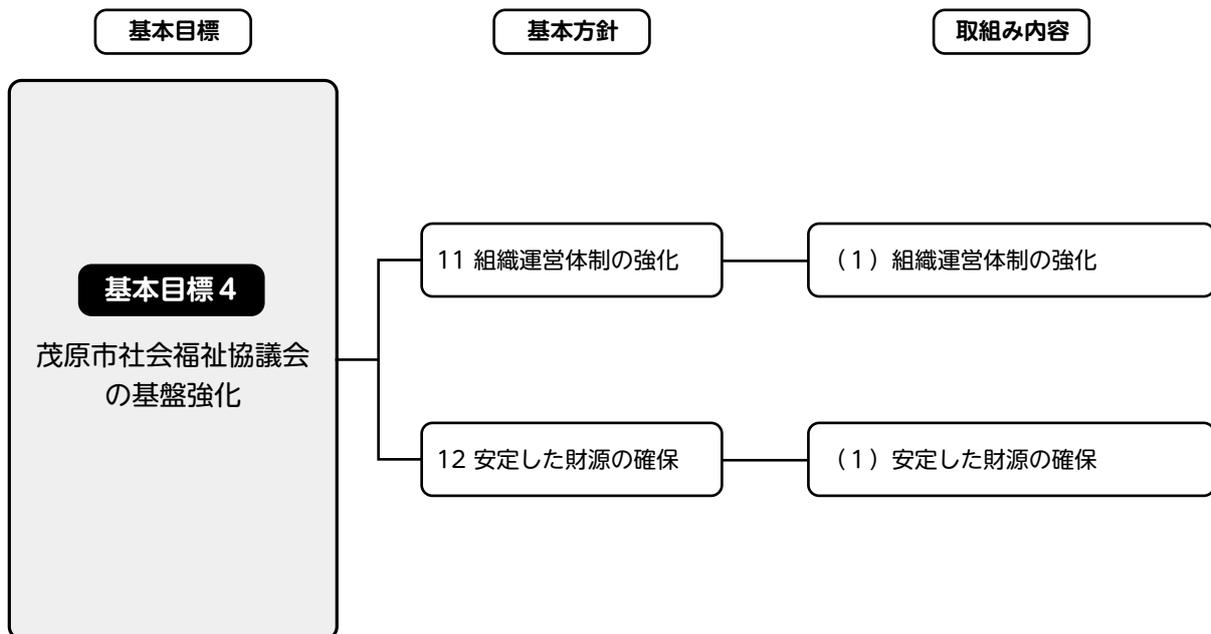
8－（１）①ボランティアセンター事業 ②見守り型食事サービス事業 ③敬老事業
[P30]

8－（２）①老人福祉センター事業 ②児童センター事業 ③地域福祉センター事業
④長寿クラブの活動支援 ⑤地区社会福祉協議会の活動支援
⑥地区たすけあいサービス事業 ⑦地域交流事業 ⑧一般配分金事業
⑨福祉関係団体の活動支援 ⑩新しい福祉サービスの調査、研究 [P31]

9－（１）①福祉教育事業 [P35]

10－（１）①災害ボランティアセンター事業 [P36]

10－（２）①移送サービス事業 [P37]



【本会が実施する具体的な取組み】

1 1 - (1) ①法人運営機能の強化 ②事務局組織の強化 ③関係機関との連携強化
④計画の推進及び進捗管理 [P38]

1 2 - (1) ①会費収入の確保 ②寄附金収入の安定的な確保 ③各種事業収入の確保
④各種助成金の活用 [P39]

第4章 具体的な取組み

基本目標1 誰もが安心して暮らせる地域づくり

基本方針1 総合的・重層的な支援体制等の充実

(1) 相談支援体制等の充実

【茂原市地域福祉計画における取組方針】

乳幼児から高齢者までライフステージに応じた切れ目のない相談・支援が行えるよう関係機関との連携及び情報共有の推進を図ります。また、断らない相談支援を実施し、分野を超えた連携体制を強化するため、これまで各分野における制度の対象外となっていた、複雑化・複合化した課題について早期に支援につなげることができる体制の構築を進めます。

【本会における事業内容】

- ①心配ごと相談事業 ・ ・ 日常生活上の困りごとや悩みごとを相談する場として、週1回学識経験者や民生委員・児童委員*⁸による心配ごと相談を行っています。
- ②無料法律相談事業 ・ ・ 専門的な相談に対応するため、月1回弁護士による無料法律相談を予約制で行っています。
- ③総合相談体制の確保 ・ ・ ①②のほか、生活困窮者や子ども、高齢者、障がいのある方などに対し、各事業の実施に際し、必要に応じて相談対応を行っています。

【現状と課題】

心配ごと相談事業については、相談内容が複雑化・複合化しており、専門的な知識が必要となる相談が増えている一方で、利用者は減少しています。

無料法律相談事業については、法律的な問題に専門性の高い助言がもらえる弁護士による相談のため、市民からのニーズが多く年間を通して予約枠が埋まっています。

総合相談体制の確保については、複合的な課題を抱える人や世帯を支援するため、福祉分野を横断的かつ包括的に相談が行えるよう、相談体制の構築が求められています。

*⁸ 民生委員・児童委員: 社会福祉の増進を目的として、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う非常勤の地方公務員のこと。

【事業推進の方向性】

心配ごと相談事業	複雑化する相談内容に対応できるよう研修会などを開催し、相談員の資質向上に努めるとともに、周知を積極的に行い、利用者数の増加を図ります。 また、県内の社会福祉協議会や民生委員・児童委員などへの調査を行い、今後のあり方について協議を行います。
無料法律相談事業	法律的な助言が必要な相談や専門性を求められる相談が多く、無料法律相談へのニーズも増加しているため、実施回数や相談時間の増加、司法書士相談など他の専門相談の実施を検討します。
総合相談体制の確保	複雑化・複合化した課題について総合的な相談支援が行えるよう、相談体制の構築を図ります。また、茂原市や自立相談支援センター ^{※9} など関係機関との連携及び情報共有に努めます。

【年次計画（目標値）】

事業名（指標）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
心配ごと相談事業 （利用者数）	55名	55名	60名	60名	65名	65名
無料法律相談事業 （利用者数）	80名	80名	85名	85名	90名	90名
総合相談体制の確保	検討/実施	➡	➡	➡	➡	➡

（2）子育て世帯への支援の充実

【茂原市地域福祉計画における取組方針】

子どもや保護者の身近な場所で、子育て支援事業の情報提供や、必要に応じて相談・助言を行います。また、小学校に就学している児童の放課後の居場所づくりについても支援します。

多くの子育て世帯が仕事と家庭の両立について悩みを抱え、主に子育てを担当している方の負担が過大となり、育児不安等につながることを考えられることから、安心して仕事と家庭の両立ができるよう支援します。

※9 自立相談支援センター：就労や住居確保など自立を目指す方の相談支援を行う窓口のこと。

【本会における事業内容】

- ①子育てサロン*10事業 ・ ・ 2か所で親子サロンを立ち上げましたが、保護者の仕事復帰による参加人数の減少に伴い解散となりました。
- ②学童クラブ事業 ・ ・ 就労などにより、保護者が昼間家庭にいない世帯を支援するため、福祉センターなどにおいて、学童クラブ（豊岡・東郷第1・東郷第2・夏期茂原）の運営を行っています。

【現状と課題】

子育てサロン事業については、仕事復帰を控え乳児期に保育所などへの入所を希望する保護者が増加しているため、新規サロンの立ち上げや活動の継続が課題になっています。

学童クラブ事業については、豊岡小学校の児童減少に伴い、豊岡学童クラブ（直営）を利用する児童数が年々減少していますが、東郷第1・東郷第2学童クラブ及び夏期茂原学童クラブについては、利用希望者が増加傾向にあります。

【事業推進の方向性】

子育てサロン事業	子育てについての相談や情報交換、親子同士が交流できる場として、子育てサロンの立ち上げ及び運営支援を推進します。
学童クラブ事業	児童に適切な遊びの場や生活の場を提供し健全な育成を図るとともに、働く保護者を支援するため、学童クラブの充実を図ります。また、利用児童が減少している豊岡学童クラブについては、今後のあり方を茂原市と協議します。

【年次計画（目標値）】

事業名（指標）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子育てサロン事業 （実施回数）	4回	4回	5回	5回	6回	6回
学童クラブ事業 （利用者数【豊岡】）	120名	120名	120名	120名	120名	120名

*10 子育てサロン: 子育て中の親子が、子育てに関する相談や情報交換、仲間づくりなど交流できる場所のこと。

基本方針2 雇用・就労等の支援

(1) 雇用・就労及び社会参加の支援の充実

【茂原市地域福祉計画における取組方針】

高齢者の社会参加を促進するため、地域と連携し、とじこもりの発見や防止に努めます。また、高齢者の生きがいの充実や社会参加を促進し、地域でいきいきと生活できるよう、高齢者の経験や知識を活かせるような体制づくりを支援します。

障がいの程度や状態によって就労が難しい人も、その人の適性や能力に応じた働き方ができる取り組みや、社会との接点を増やすための地域での集いや、交流の場が増えるような取り組みが必要です。

【本会における事業内容】

- ①介護予防活動普及事業・・高齢者の介護予防を目的とした、もばら百歳体操普及啓発事業を市から受託し、地区社協が主体となって地域住民を対象とした体操教室を実施しています。
- ②就労継続支援B型事業・・一般企業などで就労が困難な障がいのある方に、就労に向けた作業訓練を行い、日常生活に必要な知識及び能力を習得し、自立できるよう支援しています。

【現状と課題】

介護予防活動普及事業については、地区社協が実施する「もばら百歳体操」が高齢者の健康保持と社会参加の場として機能していますが、より多くの高齢者が徒歩圏内で参加できるよう実施場所を増やしていくことが必要です。

就労継続支援B型事業については、利用者の経済的自立を支援するため、工賃向上計画に基づき、月額平均工賃の向上に努めていますが、利用者の高齢化が顕著となっているため、新規利用者の確保に取り組むことが必要です。



もばら百歳体操

【事業推進の方向性】

介護予防活動普及事業	高齢者が地域住民と交流を持ちつつ、楽しみながら介護予防を実践できる場所として、もばら百歳体操教室を継続していきます。また、より多くの高齢者が参加できるよう地区社協と連携し、実施場所の増加を図ります。
就労継続支援B型事業	障がいのある方の自立と社会参加を支援するため、障害福祉サービスを提供し、就労に向けた支援に取り組むとともに、月額平均工賃の向上を図ります。また、行政や特別支援学校、相談支援事業所など関係機関と連携し、新規利用者の確保に努めます。

【年次計画（目標値）】

事業名（指標）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
介護予防活動普及事業 （参加者数）	9,000名	9,000名	9,300名	9,300名	9,500名	9,500名
就労継続支援B型事業 （平均利用者数）	26名	26名	26名	26名	26名	26名

基本方針3 生活困窮者等への支援

（1）生活困窮者等への自立支援体制の充実

【茂原市地域福祉計画における取組方針】

生活困窮者等の支援を必要とする世帯に対し、関係機関と連携を図りながら相談援助を行うとともに、必要な資金貸付などを行い、自立更生や社会参加を支援します。

また、相談者自らが相談窓口まで辿り着けない場合もあるため、相談者が来るのを待っているだけでなく、住民や民生委員等からの情報提供により、こちらから相談者のもとに訪問し、必要な相談・支援につなげていくなど、アウトリーチ^{*11}の強化を図ります。

生活困窮世帯の児童・生徒の学習などを支援するため、ボランティアなどを活用し、学習支援の充実を図ります。

^{*11} アウトリーチ:支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対して、福祉関係者などが積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかける支援のこと。

【本会における事業内容】

- ①生活福祉資金貸付事業 ・ ・ 病気や失業などの要因で生活困窮となった世帯などを対象に、相談援助や必要な資金貸付を行っています。また、大規模自然災害や感染症拡大に対応した特例貸付を行っています。
- ②生活福祉資金特例貸付債権管理事業 ・ ・ 特例貸付を利用し、その後も収入が回復せず生活困窮が続いている世帯へ償還免除や猶予の申請手続きなどの支援を行っています。
- ③福祉金庫貸付事業 ・ ・ 生活困窮世帯が緊急に支出を要する場合に、自立更生を目的とした貸付を行っています。
- ④夏季一時金支給事業 ・ ・ 民生委員・児童委員と連携し、生活困窮世帯等を対象に一時金を支給し、生活支援を行っています。
- ⑤生活困窮世帯学習支援事業 ・ ・ 生活困窮世帯の児童・生徒を対象に、ボランティアによる学習支援を行っています。
- ⑥歳末たすけあい募金配分事業 ・ ・ 民生委員・児童委員と連携し、歳末見舞金の支給や慰問品の配付とともにひとり暮らし高齢者などの見守り活動を行っています。また、当事者団体^{*12}への助成を行っています。
- ⑦災害援護資金支給事業 ・ ・ 火災により、早急に援助を必要とする被災者を救済するため、見舞金等を支給しています。
- ⑧生活援護資金支給事業 ・ ・ 生活費や通院費など、早急に援助を必要とする方々を一時的に救済するため、援護資金を支給しています。

【現状と課題】

各種貸付事業については、生活困窮に関する相談は長期化・恒常化する傾向にあり、引き続き自立相談支援センターなどの関係機関と連携し、自立更生に向けた支援を行うことが必要です。また、特例貸付については、収入が回復せず滞納が続く世帯に自立に向けての更なる支援が必要となるため、償還管理体制の強化が課題です。

夏季一時金支給事業及び歳末たすけあい募金配分事業については、準要保護世帯^{*13}等からの支給辞退や民生委員・児童委員の訪問拒否などの件数も増加しているため、支給方法などの見直しが必要です。

生活困窮世帯学習支援事業については、学習支援ボランティアの確保や茂原市や学校などの関係機関との連携が課題です。

歳末たすけあい募金配分事業及び災害・生活援護資金支給事業については、共同募金の配分金を活用しており、安定した財源の確保が求められています。

^{*12} 当事者団体:高齢者、障がいのある方、介護者など、同じ生活課題を持つ方々によって構成された団体のこと。

^{*13} 準要保護世帯:生活保護に準ずる程度に困窮していて、経済的な理由により児童生徒を就学させることが困難な世帯のこと。

【事業推進の方向性】

生活福祉資金貸付事業	総合的な相談体制を確立するため、行政や自立相談支援センターなどの関係機関との連携を強化するとともに、生活困窮者の自立を支援できるよう研修会などに参加し職員の資質向上を図ります。
生活福祉資金特例貸付 債権管理事業	特例貸付を利用し、その後も収入が回復せず生活困窮が続いている世帯へ、償還免除や猶予の申請手続きを支援するなど、債権の適正な管理を行います。
福祉金庫貸付事業	生活困窮世帯が緊急に資金を必要とする場合に、速やかに支援を行います。
夏季一時金支給事業	民生委員・児童委員と連携し、生活困窮世帯や見守りが必要な高齢者世帯へ、夏季一時金の支給を行います。また、民生委員児童委員協議会などとの協議により、支給方法などの改善を図ります。
生活困窮世帯学習支援 事業	茂原市や学校などの関係機関と連携を図り、生活困窮世帯の児童・生徒に対し、ボランティアによる学習支援を行います。また、学習支援ボランティアの確保に努めます。
歳末たすけあい募金配分 事業	民生委員・児童委員と連携し、生活困窮世帯等への支援を行います。また、民生委員児童委員協議会などとの協議により、支給方法などの改善を図ります。共同募金事業の取組みの強化により、財源の確保に努めるとともに、必要に応じて配分先や配分内容の見直しを行います。
災害援護資金支給事業	被災者に対して、速やかな支援を行います。
生活援護資金支給事業	一時的な困窮者に対して、速やかな支援を行います。

【年次計画（目標値）】

事業名（指標）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
生活福祉資金貸付事業 （利用者数）	30名	30名	30名	30名	30名	30名
生活福祉資金特例貸付 債権管理事業（相談件数）	60件	60件	60件	60件	60件	60件
福祉金庫貸付事業 （利用者数）	50名	50名	50名	50名	50名	50名
夏季一時金支給事業 （支給件数）	520件	520件	520件	520件	520件	520件
生活困窮世帯等学習支援 事業	充実	➡	➡	➡	➡	➡
歳末たすけあい募金配分 事業						
（見舞金支給件数）	560件	560件	560件	560件	560件	560件
（慰問品配付件数）	1,800件	1,800件	1,800件	1,800件	1,800件	1,800件
（助成金交付件数）	6件	6件	6件	6件	6件	6件
災害援護資金支給事業 （支給件数）	3件	3件	3件	3件	3件	3件
生活援護資金支給事業 （支給件数）	80件	80件	80件	80件	80件	80件



街頭募金



歳末慰問品の配付

基本目標2 誰もが地域の中でその人らしく暮らせる地域づくり

基本方針4 計画的なサービスの促進

(1) 在宅福祉サービスの充実

【茂原市地域福祉計画における取組方針】

高齢者が住み慣れた地域や居宅でサービスを受けられる在宅サービス、地域密着型のサービスの充実を図るため、高齢者のニーズを把握し、適切な基盤整備に努めます。

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活が送れるように基盤整備を進め、地域での生活や就労等の支援などの課題に対応したサービス提供を図ります。

【本会における事業内容】

- ①居宅介護支援事業 ・ ・ 要介護及び要支援認定者が、適切な介護サービスを利用できるようケアプラン^{*14}を作成しています。
- ②訪問介護事業 ・ ・ 要介護及び要支援認定者の在宅生活を支援するため、ホームヘルパーが利用者宅などを訪問し、生活援助や身体介護などのサービスを提供しています。
- ③障害者居宅介護等事業 ・ ・ 障がいのある方の日常生活や介護者の負担を軽減するため、ホームヘルパーを派遣し、家事援助や身体介護、同行援護^{*15}などのサービスを提供しています。
- ④特定相談支援事業 ・ ・ 障害福祉サービスの利用に必要なサービス等利用計画^{*16}を作成し障がいのある方が適切なサービスを利用できるよう支援しています。
- ⑤紙おむつ等支給事業 ・ ・ 寝たきりの高齢者や障がいのある方を介護する世帯の負担を軽減するため、紙おむつなどを支給（年3回）しています。

【現状と課題】

居宅介護支援事業については、多様化するニーズに対応するため、専門職としての資質向上を図ることが求められています。

訪問介護事業については、掃除や買い物などを行う生活援助サービスの必要性が高まっています。

^{*14} ケアプラン:利用者及び家族の状況や環境を考慮し、提供すべき介護サービスの目標と内容をまとめた計画書のこと。

^{*15} 同行援護:視覚障がいにより移動が著しく困難な方の外出時に、支援者が同行し援助する障害福祉サービスのこと。

^{*16} サービス等利用計画:障害福祉サービスを利用するにあたり、サービスの内容や目標、利用頻度などを総合的に盛り込んだ計画のこと。

障害者居宅介護等事業については、同行援護の利用希望者は増加していますが、受入れ先である民間事業所で同行援護の提供が減少しているため、受入れ体制を充実させることが課題です。

特定相談支援事業については、サービス事業所や病院などの関係機関と連携し、利用者への支援や対応を行っていくことが求められています。

紙おむつ等支給事業については、利用者の多様なニーズに対応できるように支給品目の見直しなどを行うことが必要です。

【事業推進の方向性】

居宅介護支援事業	利用者のニーズに対して最適なケアプランを作成するため、病院などの関係機関や他のサービス事業所などと連携を深めるとともに、研修会などに積極的に参加し職員の資質向上に努めます。
訪問介護事業	質の良い介護サービスを提供するため、登録ヘルパーの確保や職員の資質向上に努めます。
障害者居宅介護等事業	質の良いサービスを提供するとともに、受入れ体制の充実を図るため、登録ヘルパーの確保や職員の資質向上に努めます。
特定相談支援事業	適切な障害福祉サービスを利用できるよう、サービス事業所や病院などの関係機関と連携し、利用者の生活状況に応じたサービス等利用計画を作成します。
紙おむつ等支給事業	市民への周知活動を強化するとともに、より利用しやすいサービスにするため、定期的に支給品目の見直しや支給枚数増量の検討を行います。

【年次計画（目標値）】

事業名（指標）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
居宅介護支援事業 （利用者数／月）	介護 95名 予防 16名	介護 95名 予防 16名	介護 97名 予防 17名	介護 97名 予防 17名	介護 100名 予防 18名	介護 100名 予防 18名
訪問介護事業 （利用者数／月）	介護 27名 予防 17名	介護 27名 予防 17名	介護 28名 予防 18名	介護 28名 予防 18名	介護 29名 予防 19名	介護 29名 予防 19名
障害者居宅介護等事業 （利用者数／月）	25名	25名	26名	26名	27名	27名
特定相談支援事業 （利用者数）	45名	45名	45名	45名	45名	45名
紙おむつ等支給事業 （利用者数）	75名	75名	75名	75名	75名	75名

基本方針5 良質なサービス供給の仕組みづくり

(1) 保健・医療の充実

【茂原市地域福祉計画における取組方針】

安心してサービスを選択・利用するための利用者保護の制度の一つとして、苦情対応の仕組みが作られています。苦情相談の窓口の第一はサービス事業者ですが、市も身近な相談窓口としての役割を果たしているため、今後も県や関係機関と連携し、よりよいサービスの提供に向けて取り組んでいきます。

【本会における事業内容】

- ①苦情への適切な対応 ・ ・ 各部署に苦情受付窓口を設置し、苦情受付担当者及び苦情解決責任者を配置しています。また、公平性や中立性を担保するため、苦情解決第三者委員を選任し、苦情への対応を行っています。

【現状と課題】

苦情に対しては、誠意ある対応をすることが原則ですが、近年は「カスタマーハラスメント^{*17}」も社会的な問題となっており、悪質なクレームには毅然とした対応も必要です。苦情に適切に対応するために、職員の資質向上を図るとともに、苦情解決のための受付窓口が設置されていることを周知することも必要です。

【事業推進の方向性】

苦情への適切な対応	福祉サービス利用者からの苦情を適切に解決するとともに、苦情対応の経過を職員間で情報共有し、再発防止に努めます。また、研修会などに積極的に参加し職員の資質向上に努め、苦情受付体制の充実を図ります。
-----------	---

【年次計画】

事業名（指標）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
苦情への適切な対応	継続	➡	➡	➡	➡	➡

^{*17} カスタマーハラスメント:商品やサービスの質向上など関係なく、企業などに対して理不尽な言動をすること。

(2) 生涯学習の充実

【茂原市地域福祉計画における取組方針】

学校や地域での福祉活動は、その地域で暮らす人たちにとって「共生」を感じる場として重要なものです。各種学習活動やスポーツ、レクリエーション、文化、芸術活動の充実を通じて市民相互の交流を図り、交流を通じて福祉について考える機会を提供します。

【本会における事業内容】

- ①社会福祉大会事業 ・ ・ 福祉関係者が地域福祉の実現に一層の努力を誓うとともに、社会福祉の発展に寄与した個人及び団体などの顕彰を行っています。
- ②福祉こどもまつり事業 ・ ・ 民間福祉活動への関心と理解を深めるため、福祉関係団体・福祉施設・民間企業と連携し、子どもから大人まで楽しめるイベントとして実施しています。
- ③福祉野球教室事業 ・ ・ 障がいのあるなしに関わらずスポーツを楽しむことにより、スポーツを通じた共生社会の実現を目指し、プロ野球選手の協力により野球教室を実施しています。

【現状と課題】

社会福祉大会事業及び福祉こどもまつり事業については、多くの市民に地域福祉への関心を深めてもらえるような内容を検討し実施していくことが必要です。

福祉野球教室事業については、障がいのある方の参加者数が少ない傾向にあります。

【事業推進の方向性】

社会福祉大会事業	社会福祉の向上に功績のあった個人や団体などの顕彰を行うとともに、本会活動の周知及び福祉意識の向上に繋がられるよう開催します。
福祉こどもまつり事業	福祉活動への関心と理解を更に深めてもらえるよう、福祉関係団体、福祉施設、民間企業と連携し、子どもから大人まで楽しめるイベントとして開催します。
福祉野球教室事業	ノーマライゼーション ^{*18} の理念に基づき、スポーツを通じた共生社会の実現の場として開催します。また、障がいのある方により多く参加してもらえるよう、福祉施設などへの周知や実施内容の充実に努めます。

^{*18} ノーマライゼーション:障がいや年齢、ハンディキャップの有無に係わらず、誰もが自分らしく生活できる社会の実現に向けた取り組みや考え方のこと。

【年次計画（目標値）】

事業名（指標）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
社会福祉大会事業 （来場者数）	100名	110名	120名	130名	130名	130名
福祉こどもまつり事業 （来場者数）	1,800名	1,900名	1,900名	2,000名	2,000名	2,000名
福祉野球教室事業 （参加者数）	270名	270名	280名	280名	300名	300名

基本方針6 利用者の権利擁護^{*19}の確保

（1）人権保護・権利擁護体制の充実

【茂原市地域福祉計画における取組方針】

判断能力が十分でない高齢者や障がいのある人などが、適切に福祉サービスなどを利用し、地域で安心して生活できるよう、日常生活自立支援事業で福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行うとともに、法人後見事業を実施している社会福祉協議会と連携して、高齢者や障がいのある人などの地域生活を支援します。

高齢者や障がいのある人、子どもなどへの虐待に対し、関係機関との連携を強め、相談に対する適切な対応を進めます。

【本会における事業内容】

- ①日常生活自立支援事業
 - ・判断能力が十分でない高齢者や障がいのある方などに、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助を行っています。
- ②法人後見事業
 - ・認知症や障がいなどで判断能力が十分でない方に、身上保護^{*20}や財産管理などを行う支援を行っています。
- ③虐待防止対策
 - ・虐待防止委員会等の体制を構築し、職員による虐待の防止及び身体拘束等の適正化に取り組んでいます。

^{*19} 権利擁護:認知症高齢者や障がいのある方など、自己の権利を表明する事が困難な人に対し、代理人による支援などを通じて、その人の権利を守ること。

^{*20} 身上保護:成年後見人が対象者の代わりに、生活・医療・介護などの契約手続きを行う法律行為のこと。

【現状と課題】

日常生活自立支援事業については、今後の利用者の増加に対応できるよう、生活支援員^{*21}を確保するとともに、複雑化するケースにも対応することが求められています。

法人後見事業については、受任件数を増やしていくことや、被後見人等を支援する成年後見支援員^{*22}を養成することが必要です。

虐待防止対策については、高齢者や障がいのある方などへの虐待を未然に防止するため、茂原市などと連携し取り組んでいくことが必要です。

【事業推進の方向性】

日常生活自立支援事業	利用者が地域において自立した生活が送れるよう、専門員及び生活支援員による支援を行います。また、専門員などの資質向上を図り、複雑な生活課題を抱えるケースにも対応します。
法人後見事業	茂原市や包括支援センター ^{*23} などと連携や情報共有することにより、積極的に法人後見の受任を行います。また、被後見人等を支援できる成年後見支援員の発掘及び養成を行います。
虐待防止対策	虐待防止委員会の開催、指針の周知徹底、職員研修などを行い、虐待の防止及び身体拘束等の適正化に取り組みます。また、虐待の早期発見・早期対応ができるよう茂原市や包括支援センターなどの関係機関と連携を図り、適切な対応に努めます。

【年次計画（目標値）】

事業名（指標）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
日常生活自立支援事業 （利用者数）	38名	40名	41名	42名	43名	44名
法人後見事業 （利用者数）	4名	4名	5名	5名	6名	6名
虐待防止対策	継続	➡	➡	➡	➡	➡

^{*21} 生活支援員:利用者宅などを定期的に訪問し支援を行う、一定の研修を受けた非常勤職員のこと。

^{*22} 成年後見支援員:利用者宅などを定期的に訪問し支援を行う、一定の研修を受けた非常勤職員のこと。

^{*23} 包括支援センター:地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のため必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関のこと。

基本方針7 適切な量と質の情報提供体制の整備充実

(1) 広報・啓発活動の充実

【茂原市地域福祉計画における取組方針】

欲しい情報を容易に手に入れられるよう、広報もばらや市及び社会福祉協議会のウェブサイト等様々な媒体を活用し、情報発信の充実を図ります。また、ボランティア活動や市民活動に関する情報が住民に届くよう、地域の様々な施設（公共施設・病院・商店・学校・郵便局など）、ウェブサイト、SNS^{*24}など様々な媒体を通じて社会福祉協議会活動やボランティア活動の情報を発信します。

【本会における事業内容】

- ① 広報紙発行事業 ・ ・ 広報紙「社福もばら」を発行（年4回）し、本会活動やボランティア活動などの福祉情報を提供するとともに、福祉意識の啓発を行っています。
- ② ホームページ、SNS等情報発信事業 ・ ・ 幅広い世代に最新の情報を提供するため、ホームページやSNSを活用し、福祉情報などを発信しています。
- ③ 声の広報事業 ・ ・ 音訳ボランティア「みずすまし会」の協力により、広報もばらや小説などをCD等に録音し、視覚に障がいのある方に配付しています。

【現状と課題】

広報紙発行事業については、広報紙に掲載すべき内容とホームページに掲載すべき情報を整理し、それぞれの対象に合わせた適切な情報発信を行うことが必要です。また、地域懇談会においても、福祉サービスや相談窓口について理解しやすい情報の提供への取組みを求める意見がありました。

ホームページ、SNS等情報発信事業については、本会のホームページ・SNSの認知度が低く、閲覧数やフォロワー^{*25}数が少ないことが課題です。

声の広報事業については、音訳ボランティアと協力し内容を充実させ、利用者数を増加させることが必要です。

^{*24} SNS(Social Networking Service):インターネットを通じて人と人をつなげるサービスのこと。

^{*25} フォロワー:内容に興味・関心を持ってくれるアカウント(人)のこと。

【事業推進の方向性】

広報紙発行事業	誰も見やすく、分かりやすい内容の広報紙を作成し、多くの市民へ本会活動の周知を図るとともに、福祉情報の提供を行います。
ホームページ、SNS 等情報発信事業	ホームページ・SNS を活用して最新の福祉情報を発信します。また、多くの市民に認知・閲覧されるようホームページのリニューアルに取り組みます。
声の広報事業	「広報もばら」を含め様々な情報を提供できるよう取り組みます。また、より多くの方に利用していただけるよう茂原市と連携し事業の周知を行います。

【年次計画（目標値）】

事業名（指標）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
広報紙発行事業 （配布部数）	109,000部	109,000部	109,000部	109,500部	109,500部	109,500部
ホームページ、SNS 等情報発信事業 （アクセス数）	9,500回	10,000回	10,100回	10,200回	10,300回	10,400回
声の広報事業 （利用者数）	20名	21名	22名	23名	24名	25名



広報紙「社福もばら」

基本目標3 みんなの力で支え合う地域づくり

基本方針8 ボランティア活動の活性化等地域全体で支え合う体制の確立

(1) ボランティア・NPO 活動あるいは住民自治やコミュニティ育成支援の充実

【茂原市地域福祉計画における取組方針】

ボランティア活動の裾野を広げるため、幅広い世代がボランティア活動の担い手となるよう、ボランティア活動に対するニーズを把握し、活動プログラムの充実を図ります。

ボランティアセンターが、活動・交流の拠点となるよう、コーディネート機能や支援体制などの充実について、社会福祉協議会への支援を行います。また、ボランティア団体の活動支援や相互交流、組織的な活動（普及活動、募金活動など）を支援し、ボランティア活動の活性化を図ります。

【本会における事業内容】

- ①ボランティアセンター事業
・ ボランティア相談への対応やボランティアの育成などを行い、市民活動の活性化を図っています。また、ボランティア団体の活動支援、コミュニティ備品の貸出も行っています。
- ②見守り型食事サービス事業
・ 見守りが必要とされる、ひとり暮らし高齢者や障がいのある方などを対象に、各地区のボランティアによる手作り弁当を配達し、地域住民による見守り活動（月3回）を行っています。
- ③敬老事業
・ 撮影ボランティアなどの協力により、米寿を迎えられた方を撮影し、記念写真を贈呈しています。

【現状と課題】

ボランティアセンター事業については、ボランティアの高齢化によるボランティア団体の解散などで、ボランティア登録者数が減少しています。また、幅広い世代が活動に参加できるようニーズを把握し、新しいボランティアプログラムの開発を行うことが必要です。

見守り型食事サービス事業については、ボランティア会員の高齢化が著しく、担い手不足により活動が困難になっている地区があります。

敬老事業については、撮影会場へ来場できない方への対応が課題となっています。

【事業推進の方向性】

ボランティアセンター事業	ボランティア団体、福祉施設などと連携を強化し、多様化するボランティアニーズに対応するため、新たなボランティアプログラムの開発を行うとともに、養成講座などを開催し、ボランティア登録者の増加を図ります。また、ボランティア団体の紹介やボランティア活動についてホームページ及び SNS を活用して情報を発信します。
見守り型食事サービス事業	利用者からの悩み事や福祉ニーズの把握に努めるとともに、茂原市など関係機関と情報共有を行い、見守り活動の充実を図ります。また、各地区で見学会や体験会を開催し、新たなボランティア会員の確保に努めます。
敬老事業	撮影ボランティア・市内写真店と協力し記念撮影を実施します。また、撮影会場へ来場できない方への訪問撮影の実施を検討します。

【年次計画（目標値）】

事業名（指標）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ボランティアセンター事業（登録者数）	970名	980名	990名	1,000名	1,000名	1,000名
見守り型食事サービス事業（利用者数）	100名	100名	105名	105名	110名	110名
敬老事業（贈呈者数）	110名	120名	130名	140名	150名	160名

（2）地域活動の充実

【茂原市地域福祉計画における取組方針】

福祉センターは地域福祉活動の拠点施設であることから、必要な整備・修繕等を実施して利用者の利便性向上を図ります。

地域では自治会・民生委員・地区社協・長寿クラブ・ボランティアなどが活躍しています。これらの団体と、より連携を深め、支援を必要とする人たちが地域で孤立しない仕組みづくりに努めます。

地域住民・民生委員・ボランティアなどで構成された地区社協は、地域での見守り、世代間交流、ふれあいいいききサロン^{*26}、地区たすけあいサービスなどを行い、住民同士の助け合いや支え合い活動を推進します。

^{*26} ふれあいいいききサロン：地域住民が気軽に集える場所をつくることを通じて、地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」「健康づくり」をするための活動のこと。

【本会における事業内容】

- ①老人福祉センター事業 ・ ・ 総合市民センター及び豊岡福祉センターにおいて、高齢者の健康、生きがいの増進などを支援しています。
- ②児童センター事業 ・ ・ 児童厚生員^{*27}を配置し、親子の遊び場や交流の場を提供し、子育てに対する不安解消、地域での子育てを支援しています。
- ③地域福祉センター事業 ・ ・ 地域福祉の拠点施設として、地区社協やボランティアの活動を支援するとともに、市民ニーズに合った主催教室や主催事業を実施しています。
- ④長寿クラブの活動支援 ・ ・ 長寿クラブ連合会、単位クラブの活動が円滑に進むよう、運営支援を行っています。
- ⑤地区社会福祉協議会の活動支援 ・ ・ ふれあいいきいきサロン、世代間交流、敬老事業などを行っている市内13の地区社協活動を支援しています。
- ⑥地区たすけあいサービス事業 ・ ・ 住民相互の支え合い活動として、買い物代行や草取りなどを行い、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の生活を支援しています。
- ⑦地域交流事業 ・ ・ 福祉センターにおいて、地区社協や地域住民などと連携し、地域の特色を生かした事業を行い、地域住民の交流を図っています。
- ⑧一般配分金事業 ・ ・ 赤い羽根共同募金の配分金を活用し、福祉関係団体などへの財政支援や生活困窮世帯に対する生活支援、本会の広報啓発活動（広報・ホームページ）を行っています。
- ⑨福祉関係団体の活動支援 ・ ・ 福祉関係団体、当事者団体などの活動が円滑に行われるように団体助成金の支給、相談や助言などの活動支援を行っています。
- ⑩新しい福祉サービスの調査、研究 ・ ・ 視察研修の実施やインターネットの活用により、先進地域の福祉サービスの調査研究を行っています。

【現状と課題】

老人福祉センター・児童センター・地域福祉センターの各事業については、利用者のニーズに合った主催教室やイベントを企画・実施するとともに、その内容をわかりやすく、多くの市民に周知していくことが必要です。

長寿クラブの活動支援については、定年の引き上げや余暇活動の多様化により、会員数が減少しています。

地区社会福祉協議会の活動支援については、活動拠点（福祉センター）のない地区への運営支援が課題となっています。

^{*27} 児童厚生員：児童センターなどを訪れる18歳未満の児童に、安全かつ自主的に遊ぶことができる場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育むよう指導する職員のこと。

地区たすけあいサービス事業については、地区社協を主体として市内6地区で組織されていますが、協力会員の不足などにより、活動が停止している地区もあります。

地域交流事業については、地区社協などと協力し、地域住民が広く参加できる内容を企画・実施することが必要です。

一般配分金事業については、財源である赤い羽根共同募金の募金額が減少しているため、配分金も年々減少しています。

福祉関係団体の活動支援については、財政面から支援するため、市補助金などの財源を安定的に確保することが必要です。

新しい福祉サービスの調査、研究については、多様化・複雑化する福祉ニーズを的確に把握し、新たなサービスを構築することが求められています。

【事業推進の方向性】

老人福祉センター事業	高齢者同士がコミュニケーションをとれる機会を提供するなど、高齢者の心身の健康に繋がる事業を実施します。
児童センター事業	親子が気軽に集い繋がることのできる場を提供し、子育てや児童の健全育成を支援します。
地域福祉センター事業	市民の文化・教養・健康の維持向上を図るため、幅広い年齢層が参加できるような魅力ある主催教室や主催事業を実施します。
長寿クラブの活動支援	高齢者福祉を増進するため、長寿クラブ連合会の活動を支援します。また、魅力あるクラブ活動を導入し、新規会員の加入促進に努めます。
地区社会福祉協議会の活動支援	自治会や民生委員・児童委員、生活支援コーディネーター ^{*28} などと連携し、地域福祉を推進する中心的な存在として活動できるよう支援します。また、活動拠点（福祉センター）のない地区への活動支援について検討します。
地区たすけあいサービス事業	高齢者が地域で安心して生活できるための仕組みとして行うたすけあいサービスを、地区社協が円滑に運営できるよう支援します。また、未実施地区での立ち上げについても積極的に支援します。
地域交流事業	各地区において、地区社協などと連携し、高齢者や児童などの交流活動（季節行事・レクリエーションなど）を通じて、地域や世代を超えたコミュニケーションの活性化を図り、地域住民の交流と親睦を深められるよう事業を実施します。

^{*28} 生活支援コーディネーター:高齢者に提供する生活支援や介護予防サービスの基盤を整備するために、地域の中でさまざまな機関との調整を行う人のこと。

一般配分金事業	福祉関係団体などへの財政支援や生活困窮世帯に対する生活支援を行うとともに、広報紙やホームページで配分金の活用状況の周知を行います。また、配分金が減少傾向にあるため、共同募金事業の取組みの強化を図るとともに、配分内容の見直しを検討します。
福祉関係団体の活動支援	地域福祉の推進機能を強化するため、福祉関係者・団体との連携強化に努めます。また、福祉関係団体・当事者団体の活動が円滑に行われるよう、市補助金などを活用し財政面から活動支援を行います。
新しい福祉サービスの調査、研究	地域の福祉ニーズや福祉活動の実態を調査研究し、新しい福祉サービスの検討を行います。

【年次計画（目標値）】

事業名（指標）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
老人福祉センター事業 （利用者数）	19,000名	20,000名	21,000名	22,000名	23,000名	24,000名
児童センター事業 （利用者数）	84,000名	88,000名	92,000名	96,000名	100,000名	104,000名
地域福祉センター事業 （利用者数）	125,000名	131,000名	137,000名	143,000名	149,000名	155,000名
長寿クラブの活動支援 （会員数）	1,320名	1,320名	1,320名	1,320名	1,320名	1,320名
地区社会福祉協議会の 活動支援	充実	➡	➡	➡	➡	➡
地区たすけあいサービス 事業（実施回数）	30回	40回	40回	50回	50回	60回
地域交流事業 （実施回数）	18回	18回	18回	18回	18回	18回
一般配分金事業 （配分額）	4,538千円	4,438千円	4,338千円	4,338千円	4,338千円	4,338千円
福祉関係団体の活動支援	継続	➡	➡	➡	➡	➡
新しい福祉サービスの 調査、研究	継続	➡	➡	➡	➡	➡

基本方針9 心のバリアフリー化の推進

(1) 福祉教育の充実

【茂原市地域福祉計画における取組方針】

次世代を担う子どもたちの「思いやり」や「助け合いの精神」を育むため、関係団体と連携して福祉教育及び福祉学習を推進します。また、学校における福祉意識の普及に加えて、地域においても一人ひとりが福祉について考えるために、様々な機会や手段を通じて啓発することが重要です。地域福祉に関する講座やシンポジウムの開催など、福祉について考える機会を提供し、人権意識・福祉意識の普及に努めます。

【本会における事業内容】

- ①福祉教育事業 ・ ・ ボランティア団体や当事者団体と連携し、小中高等学校に講師派遣や福祉用具の貸出を行うとともに、助成金を交付し、福祉教育・福祉学習を支援しています。

【現状と課題】

福祉教育事業については、福祉学習の講師派遣を依頼する学校が減少しています。

【事業推進の方向性】

福祉教育事業	講師の派遣や福祉用具の貸出などを行い、小中高等学校の福祉学習を積極的に支援するとともに、学年に応じた新しい授業内容の開発に努めます。また、学校などの関係機関への周知を積極的に行います。
--------	--

【年次計画（目標値）】

事業名（指標）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
福祉教育事業 （講師派遣回数）	8回	8回	8回	8回	8回	8回

基本方針10 暮らしやすい環境の向上

(1) 防災・防犯対策の充実

【茂原市地域福祉計画における取組方針】

災害時において、災害ボランティアセンター^{*29}が円滑に機能するよう支援するとともに、住民の災害に対する意識を高め、災害ボランティアの登録について普及・啓発に努めます。

【本会における事業内容】

①災害ボランティアセンター事業・災害発生時に、迅速に対応できるよう、災害ボランティアセンターの設置運営訓練や災害ボランティア協力者登録制度を実施しています。また、過去3回の大雨による水害発生時には、災害ボランティアセンターを設置し、被災された方へボランティア派遣を行いました。

【現状と課題】

災害ボランティアセンター事業については、災害ボランティアの受付やマッチングをより効率的に行うためにICT^{*30}の活用を検討することが必要です。

【事業推進の方向性】

災害ボランティアセンター事業	ICTの導入や、広域災害を想定した連携や訓練を行うとともに、協力者・協力団体を発掘し、災害時に多くの市民を支援できるよう災害ボランティアセンターの機能を強化します。
----------------	--

【年次計画（目標値）】

事業名（指標）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
災害ボランティアセンター事業（登録者数）	390名	400名	410名	420名	420名	420名

^{*29} 災害ボランティアセンター：災害時に被災された方の自立や生活再建を目的に、ボランティアの受入れや調整などを行い、ボランティア活動を円滑に進めるための拠点のこと。

^{*30} ICT(Information and Communication Technology)：情報通信技術のこと。情報処理だけでなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称のこと。

(2) バリアフリー化に配慮した都市基盤や公共交通機関整備の充実

【茂原市地域福祉計画における取組方針】

誰もが社会参加するために外出しやすいまちづくりの推進が必要です。また、移動の円滑化の視点から福祉タクシー及び地域公共交通などの利用促進について、引き続き事業者等と連携を図ってまいります。

【本会における事業内容】

- ①移送サービス事業 ・ ・ 高齢などにより単独での移動が困難な方を対象に、地区社協が実施している各種サロンなどへの移動支援体制を構築しました。

【現状と課題】

移送サービス事業については、地区社協の委員などに運転ボランティアを担う人材が不足していることや、移送車両の受け渡し方法などの課題があります。また、地域懇談会においても、高齢者の移動手段が不足している旨の意見がありました。

【事業推進の方向性】

移送サービス事業	地区社協だけではなく、広く市民に対して周知し、運転ボランティアの確保に努めます。また、利用しやすいサービスにするため実施方法の見直しを検討します。
----------	---

【年次計画（目標値）】

事業名（指標）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
移送サービス事業	実施	➡	➡	➡	➡	➡



災害ボランティアセンター

基本目標 4 茂原市社会福祉協議会の基盤強化

基本方針 1 1 組織運営体制の強化

(1) 組織運営体制の強化

【本会における事業内容】

- ①法人運営機能の強化 ・ ・ 法令を遵守するとともに、組織機能、業務執行機能の強化に努め、透明性の高い安定的な法人運営に取り組んでいます。
- ②事務局組織の強化 ・ ・ 積極的に研修会などに参加し職員の資質向上に努めています。
- ③関係機関との連携強化 ・ ・ 茂原市、千葉県社会福祉協議会、福祉関係団体などと連携し、地域福祉の推進に努めています。
- ④計画の推進及び進捗管理 ・ ・ 計画の進捗管理を行うとともに、効果的に事業展開ができるよう、事業評価を行っています。

【現状と課題】

法人運営機能の強化については、市民からの支持・信頼を得られるよう、ガバナンス^{*31}の強化や経営の透明性が求められます。

事務局組織の強化については、限られた職員数の中で最大限の成果を上げていくためには職員の資質向上が重要であるため、計画的に職員を育成することが必要です。

関係機関との連携強化については、民生委員・児童委員やボランティアなどの福祉関係団体との繋がりをさらに強め、地域福祉を推進する連携・協働の場としての機能を強化していくことが重要です。

計画の推進及び進捗管理については、適正な進捗管理及び事業評価を行い、成果と課題を明らかにしながら計画を推進していくことが求められています。

【事業推進の方向性】

法人運営機能の強化	組織におけるチェック機能及び相互牽制機能の強化を図るとともに、法人運営が良好に進展するような執行体制の構築を推進します。また、事業や財務内容の公開を積極的に行います。
事務局組織の強化	計画的な職員採用や、適切な人事異動を行い、事務局体制の強化を図るとともに、必要に応じて、組織の見直しを行います。また、積極的に研修会などへ参加し、職員の資質向上に取り組みます。

^{*31} ガバナンス：健全な組織経営を目指す、組織自身による管理体制のこと。

関係機関との連携強化	保健・医療・福祉という枠にとらわれず、地域福祉の推進に対して理解ある企業・団体との連携強化に努めます。
計画の推進及び進捗管理	内部評価検討委員会及び事業評価検討委員会において、計画の進捗管理及び事業評価を適正に行い、必要に応じて計画や事業内容の見直しを行います。

【年次計画】

事業名（指標）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
法人運営機能の強化	継続	➡	➡	➡	➡	➡
事務局組織の強化	充実	➡	➡	➡	➡	➡
関係機関との連携強化	継続	➡	➡	➡	➡	➡
計画の推進及び進捗管理	充実	➡	➡	➡	➡	➡

基本方針12 安定した財源の確保

（1）安定した財源の確保

【本会における事業内容】

- ①会費収入の確保 ・ ・ 近年減少傾向にありますが、一般、賛助、法人会員の協力により、会費収入を確保しています。
- ②寄附金収入の安定的な確保 ・ ・ 年度間で差はあるものの、一定額の寄附金収入を確保しています。
- ③各種事業収入の確保 ・ ・ 介護保険事業や障害福祉サービス等事業などによる事業収入や自動販売機収入など、自主財源の確保に努めています。
- ④各種助成金の活用 ・ ・ 茂原市や千葉県社会福祉協議会からの公的財源を確保するとともに、民間助成金などを活用しています。

【現状と課題】

会費収入の確保、寄附金収入の安定的な確保については、今後ますます人口減少が進行するなかで、本会に対する市民の理解を得て、いかに収入を確保していくかが課題です。

各種事業収入の確保、各種助成金の活用については、本会事業を安定的かつ発展的に展開できるよう、財源を確保する必要があります。

【事業推進の方向性】

会費収入の確保	ホームページや広報紙などを活用して周知を徹底し、本会の活動に賛同してもらえる新規会員の確保に努め、会員数の維持・増加を目指します。
寄附金収入の安定的な確保	ホームページや広報紙などを活用して、本会活動や税制上の優遇制度の周知を行い、寄附者が増加するように努めます。
各種事業収入の確保	地域の福祉活動に還元できるよう、介護保険事業や障害福祉サービス等事業収入、自動販売機収入などの事業収入の確保に努め、安定的な法人経営を推進します。
各種助成金の活用	地域福祉の推進に必要な財源を確保するため、茂原市や千葉県社会福祉協議会などからの公的財源を確保するとともに、民間助成金についても積極的に活用します。

【年次計画（目標値）】

事業名（指標）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
会費収入の確保 （会費収入額）	7,600 千円					
寄附金収入の安定的な確保 （寄附金収入額）	2,200 千円					
各種事業収入の確保 （自動販売機収入額）	950 千円	955 千円	960 千円	965 千円	970 千円	975 千円
各種助成金の活用	継続	➡	➡	➡	➡	➡

第5章 活動計画の推進と評価

1. 活動計画の周知

地域住民、福祉関係者、福祉関係団体などが相互に協力・連携する民間の行動計画であることから、本会のホームページなどで公表し、本計画の周知を図ります。

2. 活動計画の推進体制

本計画の推進については、本会が中心となり、地区社協をはじめ、民生委員児童委員協議会やボランティア団体、福祉関係団体、茂原市などの関係機関や、地域住民、企業などと協働しながら、計画的に地域福祉を推進します。

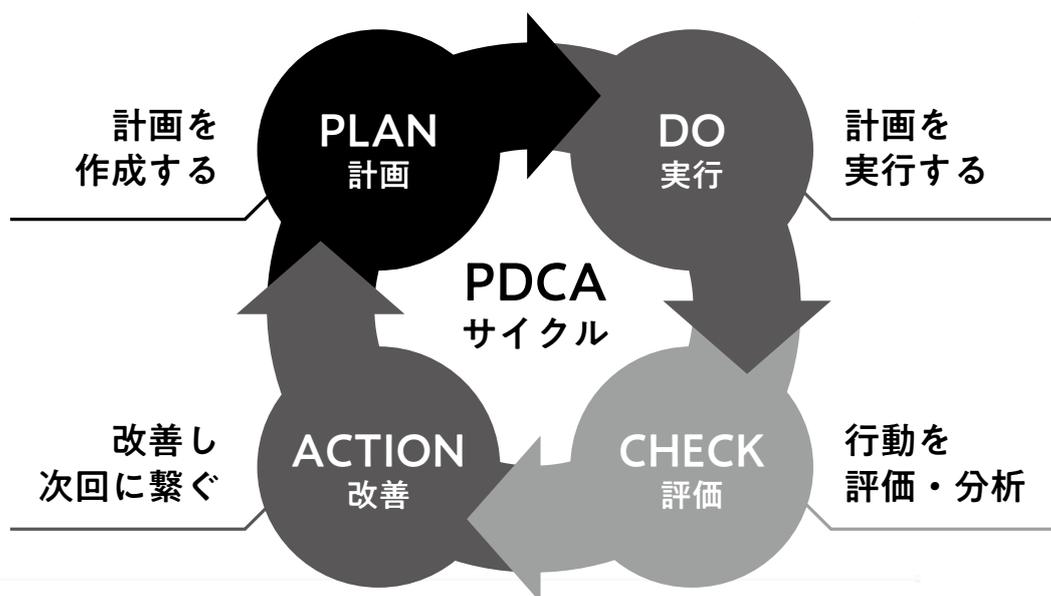
また、千葉県社会福祉協議会や近隣の市町村社会福祉協議会などとも連携を強化し、本計画を推進していきます。

3. 活動計画の進捗管理と評価

本計画の進捗管理・評価については、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Action）」のプロセスを順に実施していくPDCAサイクルで行い、本会「事業評価検討委員会」において、各年度の進捗状況の把握及び事業評価を行うとともに、必要に応じて事業内容の見直しを行います。

また、最終年度には計画期間を通じての総合評価を行い、事業内容の見直しなどを行うことで効果的な事業の推進につなげるとともに、次期の活動計画に反映させます。

本計画の進捗状況及び評価の結果については、年度ごとに理事会に報告するとともに、本会のホームページなどで公表します。



第6章 地区社会福祉協議会別活動目標

1. 東部地区社会福祉協議会
2. 中央地区社会福祉協議会
3. 西部地区社会福祉協議会
4. 北部地区社会福祉協議会
5. 五郷地区社会福祉協議会
6. 鶴枝地区社会福祉協議会
7. 中の島地区社会福祉協議会
8. 東郷地区社会福祉協議会
9. 豊田地区社会福祉協議会
10. 二宮地区社会福祉協議会
11. 本納地区社会福祉協議会
12. 新治地区社会福祉協議会
13. 豊岡地区社会福祉協議会



1. 東部地区社会福祉協議会 活動目標

【重点目標】

地域福祉を推進する中核団体として、「誰もが安心して暮らすことのできる」地域づくりを目指します



いきいきサロン



ふれあい交流会

【具体的な取組み】

1. 福祉意識の啓発に取り組みます

- (1) 地区社協だよりを拡充し、福祉意識の啓発を図ります。
- (2) 自治会、民生委員・児童委員、社会福祉施設、ボランティアなどとの相互理解と協働による「市民参加型の社会福祉の実現」を目指します。

2. 情報の共有化に努めます

- (1) 地域の困りごとや悩みごと、要支援者の情報、社会資源などの把握に努めます。
- (2) 地域の情報を共有するため、福祉座談会を開催します。

3. 組織強化と財源の確保に取り組みます

- (1) 地域の各種福祉団体から役員を選出し、地区社協の組織強化を図ります。
- (2) 地域内から協賛金を募集し、安定的な財源の確保を目指します。

2. 中央地区社会福祉協議会 活動目標

【重点目標】

助け合いと支え合いのある「絆の強い」 地域づくりを目指します



長寿のつどい



もばら百歳体操

【具体的な取組み】

1. 地域で助け合い支え合う仕組みづくりに取り組みます

- (1) ゴミ出しや買い物など身近な支援サービスを広め絆の強い地域を目指します。
- (2) 地域に住む子どもや高齢者、障がいのある方の見守り体制の充実を図ります。
- (3) 自助・共助の大切さなど災害に関する意識を高めるため研修会を実施します。

2. 気軽に集える居場所づくりに取り組みます

- (1) もばら百歳体操を取り入れ、いつまでも健康で元気に楽しく集まれる場所の充実を図ります。
- (2) 高齢者の引きこもり対策として、地域住民が交流できるサロン活動の充実を図ります。

3. 一緒に活動してくれる人材の発掘に取り組みます

- (1) 地域住民との交流を図り、活動に関心をもってもらい人材の発掘に努めます。

3. 西部地区社会福祉協議会 活動目標

【重点目標】

誰もが安心して楽しく暮らせる
地域づくりを目指します



ふれあい八幡サロン



驚棠いきいきサロン

【具体的な取組み】

1. 地域全体で支え合う体制の確立に取り組みます

- (1) 高齢者や障がいのある方の孤立を防ぐため、見守り活動の充実を図ります。
- (2) もばら百歳体操活動の充実を図ります。
- (3) 地区社会福祉協議会活動の推進に努めます。

2. 老人福祉事業に取り組みます

- (1) ふれあいいいきいきサロンの充実を図ります。
- (2) 地域組織（PTA・青少年育成・学校）との交流の推進に努めます。
- (3) 一人暮らしの高齢者への声かけ、友愛訪問活動の充実を図ります。

3. 災害時を含めた地域の支え合い体制づくりに取り組みます

- (1) 講演会や研修会を開催し、防災に関する活動の充実を図ります。
- (2) 防災に対しての地域組織体制の構築を目指します。
- (3) 災害時の高齢者や障がいのある方への支援、見守り体制の充実を図ります。

4. 北部地区社会福祉協議会 活動目標

【重点目標】

お互いに「助け合い・支え合い・笑顔あふれる」
地域づくりを目指します



サロン萩の里



米寿お祝い会

【具体的な取組み】

1. 誰でも集まれる居場所づくりに取り組みます

- (1) 高齢者や障がいのある方の孤立を防ぐため、ふれあいいきいきサロンの充実を図ります。
- (2) 市民センターなどを活用し交流を図り、笑顔あふれる地域づくりを目指します。
- (3) もばら百歳体操活動の充実を図ります。
- (4) 広報紙「萩の里」を活用し、もばら百歳体操やふれあいいきいきサロンの活動を周知し、地域交流の充実を図ります。

2. 住民同士のつながりの強化に取り組みます

- (1) 地域の後継者の人材発掘や育成に取り組みます。
- (2) 住民同士で声を掛け合い、見守り、助け合える地域づくりに努めます。
- (3) 困りごとなどを気軽に相談できる環境づくりに努めます。

3. 災害時を含めた地域の支え合い体制づくりに取り組みます

- (1) 災害が起きても地域で助け合えるよう、仕組みづくりに努めます。
- (2) 高齢者や障がいのある方の孤立を防ぐため、声かけや友愛訪問など見守り体制の充実を図ります。

5. 五郷地区社会福祉協議会 活動目標

【重点目標】

明るい未来が見える 地域づくりを目指します



敬老・米寿祝賀会



地域交流事業

【具体的な取組み】

1. 地域福祉活動の充実を目指します

- (1) 地域組織（まちづくり協議会など）との交流、連携強化に努めます。
- (2) 先進地域を調査研究し、地区たすけあいサービスの実施を目指します。

2. 気軽に集える居場所づくりに取り組みます

- (1) いきいき敬老・米寿祝賀会、ふれあいいきいきサロンなどの充実を図ります。

3. 地域での子育て支援に取り組みます

- (1) 地域での子育てを支援するため、子育てサロンの充実に努めます。
- (2) 世代間交流などを行い、地域住民と子育て世代の交流を深めます。

6. 鶴枝地区社会福祉協議会 活動目標

【重点目標】

少子高齢化や過疎化が進む中「誰もが安全・安心して
地域全体で支え合う」地域づくりを目指します



フレイル予防活動



世代間交流

【具体的な取組み】

1. 地域全体で助け支え合う体制づくりに取り組みます

- (1) 地区たすけあいサービスの普及と充実を目指します。
- (2) ふれあいサロン活動の担い手の発掘や人材の育成に努めます。
- (3) 高齢者や障がいのある方の孤立を防ぐため、見守り活動や友愛訪問などの充実を図ります。

2. 気軽に集える居場所づくりに取り組みます

- (1) 高齢者や障がいのある方の引きこもり対策として、ふれあいいきいきサロンの充実を図ります。
- (2) 地域住民の交流を図るため、昔遊びなどの伝統活動の充実努めます。
- (3) もばら百歳体操、健康教室などを実施し、介護予防活動の推進に努めます。

3. 福祉意識の啓発、人材の育成に取り組みます

- (1) 地域住民と交流を図り、人材発掘や育成に取り組みます。
- (2) 広報活動を行い、地域福祉への理解と福祉意識の啓発に努めます。
- (3) 災害に関する意識を高めるため、研修会や避難所運営訓練を実施します。
- (4) 高齢者の移動支援（通院・買い物・事業支援等）の推進に努めます。

7. 中の島地区社会福祉協議会 活動目標

【重点目標】

助け合い やさしく ふれあう
地域づくりを目指します



フレイル予防活動



いきいきサロン

【具体的な取組み】

1. 地域で助け合い支え合う活動に取り組みます

- (1) 地区たすけあいサービスの充実を図ります。
- (2) 地域福祉の人材発掘・育成に努めます。
- (3) 地域組織との交流、連携強化に努めます。

2. 気軽に集える居場所づくりに取り組みます

- (1) ふれあいいきいきサロンの充実を図ります。
- (2) 地域交流事業（スポーツ交流大会・昔あそびの伝承）の推進に努めます。

3. 地域の安全を守る活動に取り組みます

- (1) 防犯パトロール、小学校下校時の見守り活動に取り組みます。

8. 東郷地区社会福祉協議会 活動目標

【重点目標】

お互いに協力し合い、いつでも助け合える
地域づくりを目指します



こどもまつり



世代間交流

【具体的な取組み】

1. 地域で助け合い支え合う仕組みづくりに取り組みます

- (1) 地区たすけあいサービスの体制づくりと実施を目指します。
- (2) 高齢者や障がいのある方の孤立を防ぐため、見守り活動（声かけ・食事サービス・友愛訪問・ハガキ慰問など）の充実に努めます。

2. 気軽に集える居場所づくりに取り組みます

- (1) 高齢者や障がいのある方の引きこもり対策として、ふれあいいいききサロンの充実に図ります。
- (2) もばら百歳体操の普及・啓発に努め、介護予防活動の推進に努めます。
- (3) 地域の交流を図るため、福祉センターと連携し地域交流事業（こどもまつり・米寿祝賀会・世代間交流会など）の充実に図ります。

3. 助け合い活動に関心を持つ人材の発掘に取り組みます

- (1) 助け合い活動の担い手不足を解消するため、地域の他団体と連携し、元気な高齢者に地区社協活動への参加を働きかけ、福祉協力員の増員を目指します。

【重点目標】

明るく笑顔あふれ 安全・安心の 地域づくりを目指します



グラウンドゴルフ



脳トレチャレンジ

【具体的な取組み】

1. 明るく笑顔あふれる地域づくりに取り組みます

- (1) 健康寿命を延ばすため、もばら百歳体操の普及に努めます。
- (2) 地域のふれあいいきいきサロン活動を支援し、ポッチャ・グラウンドゴルフ大会こどもまつりなど地域住民の交流を図ります。

2. 地域で助け合い支え合う仕組みづくりに取り組みます

- (1) 地域の実情に応じた、支え合いの仕組みづくりを目指します。
- (2) 高齢者や障がいのある方の孤立を防ぐため、見守り体制の充実を図ります。

3. 地域防災に取り組みます

- (1) 地域の各種団体と連携を強化し、地域防災・災害対策の推進に努めます。

4. 人材発掘に取り組みます

- (1) 助け合い活動の担い手不足を解消するため、人材の発掘に努めます。

【重点目標】

少子高齢化や過疎化が進む中で、「支え合い」のある
地域づくりを目指します



グラウンドゴルフ大会



ふれあい交流会

【具体的な取組み】

1. 地域での子育て支援に取り組みます

- (1) 昔遊びなどを行い、地域住民と子育て世代の交流を図ります。
- (2) 子どもの安全を見守る、地域づくりを目指します。

2. 地域福祉活動の充実に取り組みます

- (1) 高齢者や障がいのある方の孤立を防ぐため、地域での見守り体制の構築を目指します。
- (2) 引きこもり対策として、ふれあいいいききサロン・地域交流事業の充実を図ります。
- (3) 地区たすけあいサービスの実施、普及を目指します。

3. 防災に関する活動と意識高揚に取り組みます

- (1) 防災に対する意識を高めるため、勉強会や研修会を実施します。
- (2) 避難所の運営訓練、災害ボランティアの普及に努めます。

【重点目標】

地域の資源を活かし、「我が事」「丸ごと」の 地域づくりを目指します



たちばなサロンお花見会



もばら百歳体操スマイル

【具体的な取組み】

1. 地域課題の解決に向けた体制づくりに取り組みます

- (1) 地域の民生委員児童委員協議会や自治会、学校、商店、包括支援センターなどと連携し、地域全体で課題解決が行える体制づくりの推進に努めます。
- (2) 高齢者や障がいのある方が孤立しないよう、見守り体制の充実を図ります。

2. 誰もが笑顔で集える居場所づくりに取り組みます

- (1) 地域の子どもたちとの交流、もばら百歳体操、ポッチャなど誰もが楽しく集える企画を実施します。
- (2) 高齢者が笑顔になれる、ふれあいいいききサロンの充実を図ります。

3. とともに活動する人材の発掘と育成に取り組みます

- (1) 多くの地域住民が地区社協活動の趣旨を理解し、活動に参加してもらえるよう広報活動の充実を図ります。
- (2) 他地域の活動を積極的に学び人材の育成に努めます。

【重点目標】

地域全体で支え合う 地域づくりを目指します



賀寿の集い



いきいきサロン

【具体的な取組み】

1. 地区社会福祉協議会活動の充実に取り組みます

- (1) 活動を充実するため、関係機関や関係団体との連携強化に努めます。
- (2) 啓発活動を行い、地域福祉への理解と福祉意識の啓発に努めます。
- (3) 全ての住民が参加し、地域全体で取り組める活動を検討します。

2. 地域で助け合う仕組みづくりに取り組みます

- (1) 高齢者や障がいのある方の孤立を防ぐため、見守り体制の充実を図ります。
- (2) 地域で安心して子育てのできる環境づくりや居場所づくりを目指します。
- (3) 緊急時や災害時、要支援者への支援体制の構築を目指します。

13. 豊岡地区社会福祉協議会 活動目標

【重点目標】

助け合い 支え合い みんなが安心して暮らせる
地域づくりを目指します



シニアボッチャ大会



凧作り教室

【具体的な取組み】

1. 福祉センターを活用し、活気あふれる地域づくりに取り組みます

- (1) 高齢者や障がいある方の孤立を防ぐため、ふれあいいいききサロン（映画鑑賞会・おでかけサロン）の充実を図ります。
- (2) 地域住民の交流を図り、笑顔あふれる地域づくりを目指します。（世代間交流スポーツ大会・シニアボッチャ大会・凧作り体験教室）
- (3) 健康維持のための活動（もばら百歳体操・ボッチャ競技・フレイル予防など）の推進に努めます。

2. 住民同士のつながりの強化に取り組みます

- (1) 高齢者の孤立を防ぐため、見守り活動の充実を図ります。（民生委員・児童委員との情報共有）
- (2) 地域の助け合いサービスの充実と体制強化を目指します。（自治会・豊岡ボランティア会との連携強化）

3. 災害等の緊急時における地域を支える体制づくりに取り組みます

- (1) 災害発生時に地域で助け合える体制づくりに取り組みます。（地元消防団などとの連絡調整）
- (2) 助け合いの担い手、地域を支える人材の発掘育成に努めます。（PTA・青少年相談員・子供会・育成会との連携）

資料編

1. 要綱及び策定委員名簿

茂原市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人茂原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が地域福祉推進を目的に、茂原市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、茂原市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(会務)

第2条 委員会は、本会会長（以下「会長」という。）の諮問を受け、活動計画について審議し、その結果を答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表者
- (2) 茂原市議会議員
- (3) 教育関係機関の代表者
- (4) 福祉関係行政機関の代表者
- (5) その他会長が必要とする者

3 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

4 委員長は、委員の互選によって選出し、副委員長は委員長が指名する。

5 委員長は、会務を統括し委員会を代表する。

6 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から活動計画策定の日までとする。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見の聴取及び資料の提出を求めることができる。

4 任期の最初に招集される委員会は、第1項の規定にかかわらず、会長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

(旧茂原市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 茂原市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱(平成7年6月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年6月21日から施行する。

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

茂原市地域福祉活動計画策定委員名簿

任期：令和5年7月1日から活動計画策定の日まで

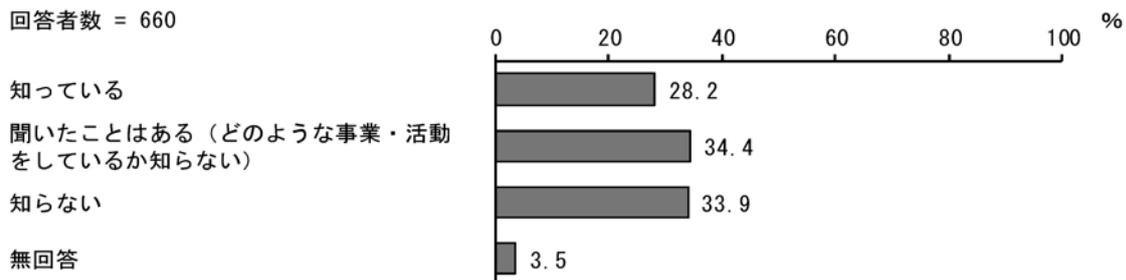
役 職	氏 名	所 属	備 考
委員長	丸岡 一人	茂原市民生委員児童委員協議会	
副委員長	平井 きよみ	茂原市ボランティア連絡協議会	
委 員	猪狩 誠	茂原市ほんのう地域包括支援センター	
委 員	鶴見 公男	茂原市社会福祉協議会	
委 員	永野 幸子	特定非営利活動法人カレンズ	
委 員	白鳥 智子	茂原市身体障害者福祉会	
委 員	梅田 俊明	茂原市長寿クラブ連合会	
委 員	船木 易子	茂原市赤十字奉仕団	
委 員	石毛 隆夫	茂原市議会	
委 員	長谷川 雄二	茂原市小中学校長会	
委 員	平井 仁	茂原市役所福祉部	
委 員	松本 光男	茂原市自治会長連合会	R5.11.1 就任
委 員	西條 博光	茂原市自治会長連合会	R5.7.8 退任

2. 地域福祉に関するアンケート調査結果（抜粋）

（1）茂原市社会福祉協議会の認知（1つに〇）

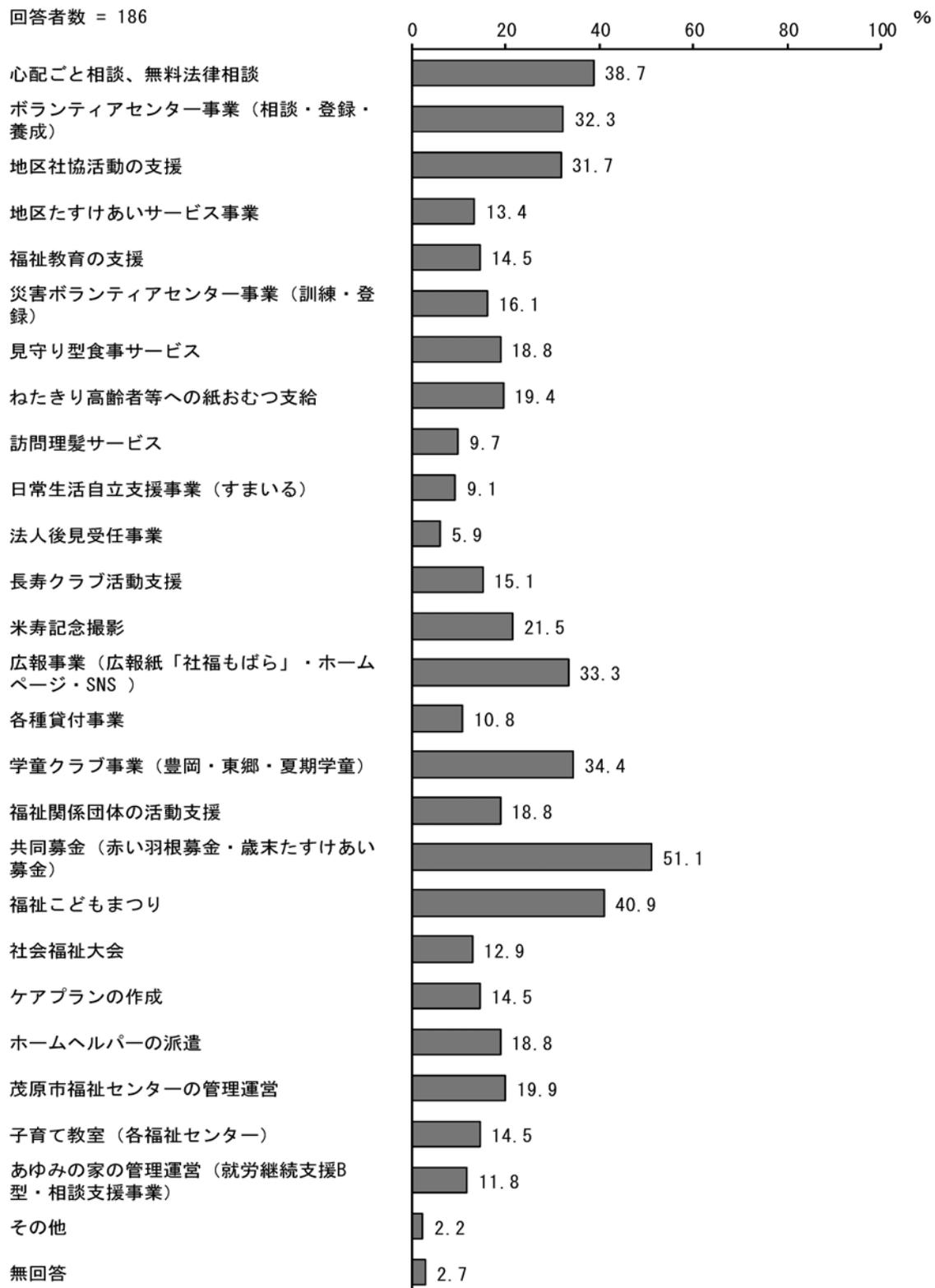
「聞いたことはある（どのような事業・活動をしているか知らない）」の割合が34.4%と最も高く、次いで「知らない」の割合が33.9%、「知っている」の割合が28.2%となっています。

回答者数 = 660



(2) 茂原市社会福祉協議会の知っている事業・活動（いくつでも〇）

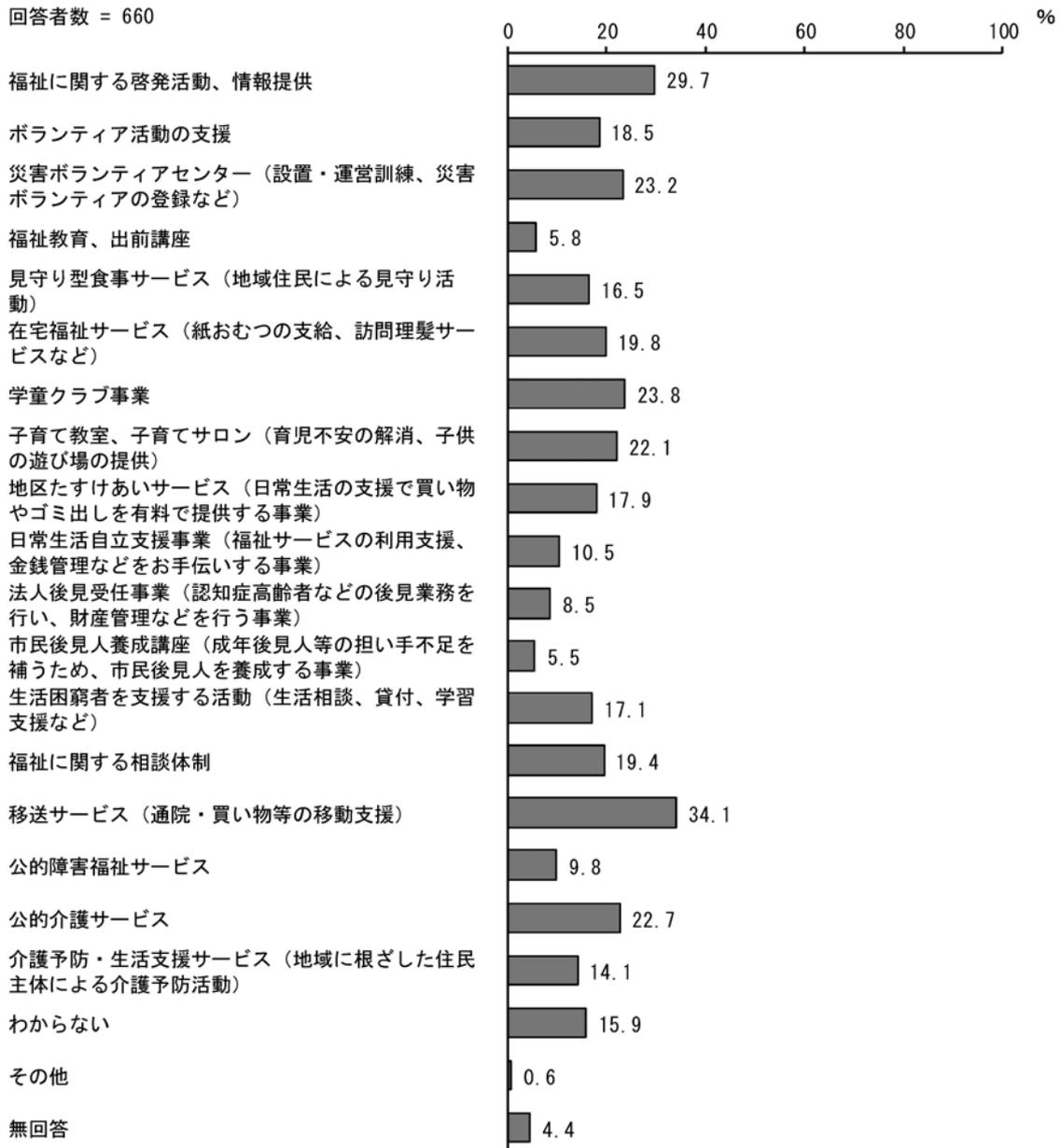
「共同募金（赤い羽根募金・歳末たすけあい募金）」の割合が51.1%と最も高く、次いで「福祉こどもまつり」の割合が40.9%、「心配ごと相談、無料法律相談」の割合が38.7%となっています。



(3) 今後充実してほしい茂原市社会福祉協議会の活動（いくつでも〇）

「移送サービス（通院・買い物等の移動支援）」の割合が34.1%と最も高く、次いで「福祉に関する啓発活動、情報提供」の割合が29.7%、「学童クラブ事業」の割合が23.8%となっています。

回答者数 = 660



3. 地域懇談会からの意見

地域における福祉やコミュニティの現状や今後どのような取り組みが必要となるかを把握するため、市内各地区にて地域懇談会を開催し、意見抽出のためのグループワークを行いました。

地 区	開催日	曜 日	時 間	会 場
中の島	7月28日	金	9:30～	大芝自治会館
鶴 枝	8月3日	木	10:00～	鶴枝公民館
二 宮	8月10日	木	18:00～	二宮福祉センター
本 納	8月19日	土	18:00～	本納公民館
新 治	8月26日	土	18:00～	下太田桶谷集会所
豊 岡	8月27日	日	9:30～	豊岡福祉センター
北 部	8月28日	月	13:30～	総合市民センター
西 部	8月29日	火	13:30～	中央公民館
東 郷	9月2日	土	13:30～	東郷福祉センター
豊 田	9月16日	土	14:00～	豊田福祉センター
東 部	9月18日	月	9:00～	東部台文化会館
五 郷	9月25日	月	13:30～	五郷福祉センター
中 央	9月29日	金	14:00～	総合市民センター

近所づきあい・助け合い

- 若い世帯が多くなり近所づきあいが希薄なため、近隣の情報が分からない。
- コロナ禍でさらに近所づきあいが減ってしまった。
- 若い方は忙しく、顔を合わせる機会が少ない。

地域の魅力向上

- 他県の方も住みたくするような地域にする。
- 誰もが気軽に参加できる祭りなどの地域活動が少ない。

福祉情報

- 相談窓口の情報をこれまで以上に各家庭に向けて周知してほしい。
- 的確な福祉サービスを利用するための、わかりやすい情報があると良い。

自治会活動

- 自治会加入率が低い。
- 役員になることを嫌がる人が多い。
- 役員の高齢化。
- 転入者が自治会に加入しない。
- ゴミ出しのルールが守られていない。
- 子どもたち、高齢者の見守り（防犯）。

防災

- 防災意識が低い。
- 社会福祉協議会、市役所の連絡窓口が分かりづらい。
- 自治会に加入していないため、災害時に孤立してしまう。

高齢者の移動支援・孤立対策

- 個人情報なので1人暮らしの人の情報が入らない。
- 運転免許証の返納などで病院や買い物に行く移動手段がない。
- 子ども、若い人との関わりが少ない。

グループワークからのキーワード

- 近所付き合いの希薄化
- 自治会活動への関心の低さ
- 防災意識の低さ
- 気軽に参加できる地域活動の不足
- 福祉情報の周知不足
- 移動手段の不足

必要な取り組み

- ・気軽に近所付き合いを行えるよう、あいさつや声掛けなど会話をするきっかけづくり。
- ・きめ細かな福祉サービスの提供や充実とともに、理解しやすい情報を一人ひとりに対して提供すること。
- ・防災知識や災害時の知識及び対処法についての普及・啓発を行うことで防災意識の高揚を図ること。
- ・地域における生活課題等を地域内で解決できるように、若者を集める取組や会費の負担を減らすなど、地域で活動を行う団体の活性化や活動支援。
- ・移動手段の確保が困難となってきたため、移動が困難な人のための公共交通の充実や集会などの高齢者が集まる機会。

4. 茂原市社会福祉協議会のあゆみ

年 度	内 容
S27年	<ul style="list-style-type: none"> 茂原市社会福祉協議会を設置（茂原市発足と同時） 低所得者世帯への支援、共同募金など社会奉仕を中心に事業を実施
S35年	<ul style="list-style-type: none"> 心配ごと相談所を開設 世帯更生資金の貸付事業を開始（県社協受託事業）
S45年	<ul style="list-style-type: none"> 法人設立発起人会議 設立から20年が経過し、社会福祉協議会の基盤強化を図るため法人化を決定
S46年	<ul style="list-style-type: none"> 法人設立認可申請 社会福祉法人茂原市社会福祉協議会 法人設立認可（S46.11.12） （理事15名/監事2名/評議員40名） 初代会長永瀬綱男氏就任 法人設立の登記（S46.12.24）
S47年	<ul style="list-style-type: none"> 本納地区心配ごと相談所を開設（本納町と合併） 老人いこいの家の管理運営を受託 老障資金貸付事業を開始（県社協受託事業） 米寿記念写真の贈呈事業を開始
S50年	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙「社福もばら」の発行を開始（第1号）
S52年	<ul style="list-style-type: none"> 地域ぐるみ福祉事業の推進
S53年	<ul style="list-style-type: none"> 各小学校区（13地区）に地区ボランティア会を設置（S53～S54年度） 小規模福祉作業所を開設（旧開発公社跡地）
S54年	<ul style="list-style-type: none"> 茂原市中心身障害者福祉作業所の管理運営を受託 茂原市総合市民センター竣工により事務所移転（茂原市町保13-20）
S55年	<ul style="list-style-type: none"> 米寿・結婚50周年祝賀会を実施
S57年	<ul style="list-style-type: none"> ひとり暮らし老人食事サービス事業の試験実施（103食） 視覚障がいがある方への声の広報事業を開始
S58年	<ul style="list-style-type: none"> ひとり暮らし老人食事サービス事業を開始（月1回で実施）
S59年	<ul style="list-style-type: none"> 茂原市ボランティア連絡協議会を設立 茂原市社会福祉協議会強化計画の策定
S61年	<ul style="list-style-type: none"> 地域ぐるみ福祉ネットワーク事業の推進
S62年	<ul style="list-style-type: none"> 基本福祉圏地域ぐるみ福祉ネットワーク事業推進委員会を設置 小域福祉圏地域ぐるみ福祉ネットワーク事業推進委員会を設置 （中学校区を単位とし6地区設置）

S63年	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアコーディネーターを設置し、ボランティア相談を開始 ・無料法律相談を開始 ・小域福祉圏地域ぐるみ福祉ネットワーク事業推進委員会の再編成 (S63からH2年度にかけて小学校区【13地区】へ設置)
H1年	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし老人食事サービス事業を月2回に変更 ・第1回福祉まつりを開催(福祉意識の啓発/福祉バザーの開催)
H2年	<ul style="list-style-type: none"> ・茂原市中心身障害者福祉作業所の新築移転(茂原市本小轡319-1) ・第1回茂原市社会福祉大会を開催(社会福祉功労者の顕彰/体験発表/記念講演) ・第2代会長小澤秀治郎氏就任
H3年	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターを設置(総合市民センター内) ・自治会長連合会の協力により、社協一般会費を市内全域に拡大
H4年	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉作業所へ陶芸設備を設置し、陶芸指導を開始 ・紙おむつの支給事業を開始(年120枚) ・要保護家庭援助として、夏季一時金の支給事業を開始 ・低所得者家庭児童生徒就学援助事業を開始(シューズ券の支給)
H6年	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし老人食事サービス事業を月3回に変更 ・地域福祉活動計画策定のためのニーズ調査を実施(食事サービス受給者調査)
H7年	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動計画策定のためのニーズ調査を実施(紙おむつ受給者調査) ・各地区及び当事者団体との福祉座談会を開催
H8年	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし老人食事サービス事業を月4回に変更 ・第1次茂原市地域福祉活動計画の策定(H8~12年度) ・地区社会福祉協議会組織を構築 小域福祉圏地域ぐるみ福祉ネットワーク事業推進委員会を地区社会福祉協議会へ移行 (H8年に6地区/H9年に7地区)
H10年	<ul style="list-style-type: none"> ・二宮福祉センターの管理運営を受託 ・在宅介護者リフレッシュ事業を開始(年2回) ・訪問理髪サービス事業を開始(年4回)
H11年	<ul style="list-style-type: none"> ・豊田福祉センターの管理運営を受託 ・ホームヘルパー派遣事業を受託 ・寝具乾燥サービスを開始(年2回) ・地域福祉権利擁護事業を開始(実施主体は県社協) ・第3代会長大谷眞夫氏就任
H12年	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業(居宅介護支援事業/訪問介護事業)を開始 ・家族介護支援事業(紙おむつ等の支給)を受託

	<ul style="list-style-type: none"> ・軽度生活援助事業（高齢者を対象）を受託 ・身体障害者家庭奉仕員派遣事業（ホームヘルパー派遣事業）を受託 ・五郷福祉センターの管理運営を受託 ・夏の体験ボランティアを実施 ・ふれあいいきいきサロン事業を開始（地区社協活動の充実）
H13年	<ul style="list-style-type: none"> ・豊岡福祉センターの管理運営を受託 ・ボランティア情報誌「With（ウィズ）」の発行
H14年	<ul style="list-style-type: none"> ・東郷福祉センターの管理運営を受託 ・社会福祉法人新会計基準へ移行 ・福祉サービスに対する苦情解決窓口を設置
H15年	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がいがある方へのホームヘルパー派遣を開始 ・総合市民センターの管理運営を受託 ・第1次長生郡社会福祉協議会合併協議会を設置
H16年	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次長生郡社会福祉協議会合併協議会を解散
H17年	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護体制の整備
H18年	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉作業所及び福祉センターが指定管理施設へ移行（H18～H20年度） ・介護予防生活支援事業（旧軽度生活援助事業）を受託 ・障害者居宅介護等事業（旧身体障害者家庭奉仕員派遣事業）を受託 ・豊岡学童クラブの運営を開始 ・茂原市社会福祉協議会発展・強化計画の策定 ・ひとり暮らし老人食事サービス事業を月3回に変更（補助金の削減）
H19年	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次長生郡社会福祉協議会合併協議会を設置 ・夏期茂原学童クラブを受託 ・茂原市社会福祉協議会ホームページの運営を開始 ・第4代会長大原巨氏就任
H20年	<ul style="list-style-type: none"> ・公設学童クラブを受託（東郷第1/第2学童クラブ） ・福祉作業所を就労継続支援B型事業所へ移行 ・第1回もばら福祉チャリティーゴルフ大会を開催 ・第2次長生郡社会福祉協議会合併協議会を解散 ・第2次茂原市地域福祉活動計画の策定（H20～H24年度）
H21年	<ul style="list-style-type: none"> ・もばら広域後見支援センターを設置（県社協受託事業） ・公設学童クラブを受託（二宮学童クラブ） ・福祉作業所及び福祉センターの指定管理を再指定（H21～H23年度） ・地域福祉フォーラムを設置（五郷/豊田/東郷）

	<ul style="list-style-type: none"> ・総合支援資金貸付事業を開始（県社協受託事業）
H22年	<ul style="list-style-type: none"> ・社福もばらをカラー版へ変更 ・県社会福祉協議会と市町村社協における災害時の相互支援に関する協定を締結 ・地域福祉フォーラムを設置（東部/中央/北部） ・東日本大震災の被災地支援（災害ボランティア派遣：旭市/物資支援：浦安市/義援金：共募）
H23年	<ul style="list-style-type: none"> ・基本福祉圏地域フォーラムを設置 ・地域福祉フォーラムを設置（二宮/豊岡/鶴枝） ・災害ボランティアセンターの立上げ訓練を実施
H24年	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉作業所及び福祉センターの指定管理を再指定（H24～H26年度） ・地域福祉フォーラムを設置（中の島/西部/新治） ・茂原市地域防災訓練へ参加 ・第1回福祉野球教室を開催 ・第3次茂原市地域福祉活動計画の策定（H25～H29年度）
H25年	<ul style="list-style-type: none"> ・茂原市長寿クラブ連合会の団体事務を開始 ・第1回被災者交流会を実施（東日本大震災被災の避難世帯） ・地域福祉フォーラムを設置（本納） ・茂原市災害ボランティアセンターを設置（台風26号による水害） ・社協運営委員会、事業評価検討委員会を設置
H26年	<ul style="list-style-type: none"> ・茂原市ボランティア連絡協議会30周年（記念誌発行） ・茂原市地域福祉活動計画の進捗管理・事業評価を開始 ・ホームページのリニューアル及びSNSの運用を開始
H27年	<ul style="list-style-type: none"> ・もばら後見支援センターに改称（各市町村実施へ） ・「社福もばら」に企業広告掲載を開始（109号から） ・特定相談支援事業を開始（福祉作業所） ・総合市民センター耐震改修工事により事務所移転（旧図書館） ・第5代会長鬼島義昭氏就任 ・事業評価検討委員会の答申に基づき、結婚50周年祝賀会、図書券配布事業、永年勤続表彰を廃止
H28年	<ul style="list-style-type: none"> ・九都県市合同防災訓練に参加（実施会場：富士見公園） ・法人後見事業を開始 ・総合市民センターにおいて業務を再開（総合市民センター耐震改修工事終了） ・茂原市と災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定を締結 ・茂原市地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査を実施 ・事業評価検討委員会の答申に基づき、長寿祝い事業を廃止

H29年	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人制度改革により、評議員選任・解任委員会を設置し、改正社会福祉法に基づく評議員及び役員（理事/監事）を選任（鬼島会長再任） ・第1回もばら福祉チャリティーボウリング大会を開催 ・第4次茂原市地域福祉活動計画の策定（H30～H35年度）
H30年	<ul style="list-style-type: none"> ・もばらファミリーサポートセンター事業を受託 ・もばら百歳体操の普及啓発事業を受託 ・高久蓮池公園内庭球場の運営管理を受託
R1年	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係団体情報交換会を実施（地区社協/民児協/長寿クラブ/自治会） ・茂原市災害ボランティアセンターを設置（10月豪雨災害） ・台風15号及び19号災害に伴う被災者支援（鴨川市/市原市/木更津市/富津市へ職員派遣） ・茂原市食事サービスボランティアグループが緑綬褒章を受章 ・生活福祉資金特例貸付を開始（県社協受託事業）
R2年	<ul style="list-style-type: none"> ・茂原市長寿クラブ連合会創立60周年 ・茂原中央ライオンズクラブと災害ボランティアセンター支援に関する協定を締結
R3年	<ul style="list-style-type: none"> ・移送サービス事業を開始 ・千葉県農福連携実証試験に参加し、農福連携事業を開始（福祉作業所）
R4年	<ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金特例貸付の終了 ・生活福祉資金特例貸付債権管理事業を開始（県社協受託事業） ・もばらファミリーサポートセンター事業の受託を終了 ・二宮学童クラブの受託を終了
R5年	<ul style="list-style-type: none"> ・茂原市災害ボランティアセンターを設置（台風13号接近による大雨災害） ・第5次茂原市地域福祉活動計画の策定（R6～R11年度）

第5次茂原市地域福祉活動計画

令和6年3月

発行 社会福祉法人 茂原市社会福祉協議会

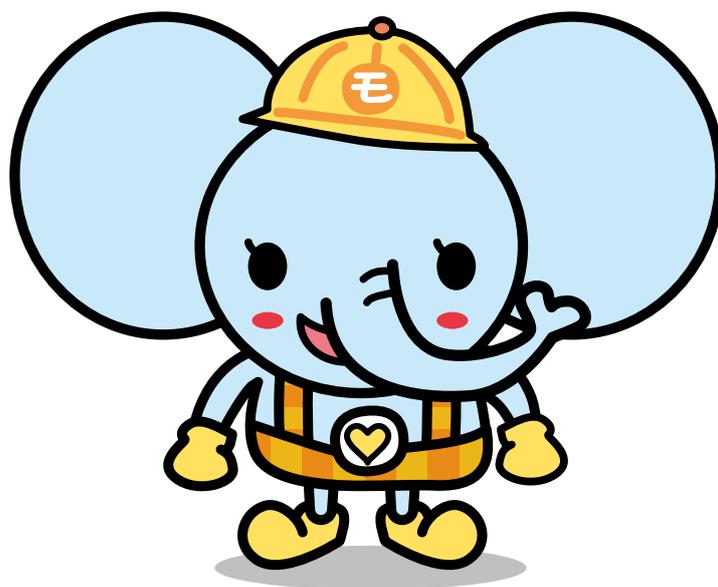
策定 茂原市地域福祉活動計画策定委員会

住所 〒297-0022

千葉県茂原市町保13-20(茂原市総合市民センター内)

TEL 0475 (23) 1969 FAX 0475 (23) 6538

E-mail: info@mobara-shakyo.or.jp URL <http://www.mobara-shakyo.or.jp>



茂原市社会福祉協議会のマスコットキャラクター

『ふくぞう』

～「福祉」の「増進」に願いをこめて～

象はみんなの人気者で縁の下の力持ち！
いざという時に、住民の頼りにしていただける
社協「像」を目指し、生まれました。